



第9次寒川町高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



寒川町

はじめに

日本の人口は、平成 22 (2010) 年以降、年々減少していますが、今後ますます高齢化が進展し、令和 7 (2025) 年には「団塊の世代」すべてが 75 歳以上の後期高齢者となり、その後、令和 22 (2040) 年には、団塊のジュニア世代が 65 歳以上となり、介護ニーズの高い 85 歳以上の方が急速に増加すると見込まれています。



寒川町の高齢化率は令和 8 (2026) 年に 28.5% と予測しており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれております。

このような状況のなか、町は、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、第 9 次寒川町高齢者福祉計画（介護保険事業計画）を策定いたしました。

この計画では、第 8 次計画の「地域を支える つながる力 さむかわ」を継承し、医療・介護・予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と健康寿命の延伸のための介護予防といった自分自身のケア（自助）、家族や親戚、地域住民同士の暮らしの支え合い（互助）、介護保険・医療保険サービスなどの利用（共助）、行政サービス（公助）という考えに基づき、高齢者の方々が生きがいを持って安心して過ごせるような環境づくりや地域の課題、ニーズと真摯に向き合うことにより、包括的な支援体制の構築に努めてまいります。

今後も地域全体が温かい絆で結ばれた、安心して快適な場所となるよう町民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、関係団体各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案を賜りました寒川町介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や事業者調査にご協力くださいました町民の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

寒川町長 木村俊雄

目次

第 1 章	計画の概要	1
1.	計画策定の目的と背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	日常生活圏域の設定	3
5.	地域包括支援センター	4
6.	地域包括ケアシステムについて	5
7.	計画の推進体制	6
第 2 章	寒川町の現状	7
1.	高齢者の現状	7
2.	日常生活圏域ニーズ調査等の結果（抜粋）	12
3.	前計画の評価	19
4.	現状を踏まえた第 9 次に向けた課題	21
第 3 章	基本理念、基本目標及び施策の体系	24
1.	基本理念	24
2.	基本目標	25
3.	施策の体系	27
第 4 章	施策の展開	28
基本目標 1	地域包括ケアシステムの充実	28
基本目標 2	健康保持・介護予防の推進	32
基本目標 3	高齢者の地域生活の充実	35
基本目標 4	高齢者の社会参加の促進	40
基本目標 5	介護保険サービスの適切な運営	41
第 5 章	介護保険サービスの見込み	48
1.	総人口及び高齢者人口等の推計	48
2.	居宅・介護予防サービス	50
3.	施設サービス	56
4.	地域密着型サービス	57
5.	介護・福祉基盤の整備	60
6.	介護予防・日常生活支援総合事業	62
7.	保険料の算出	64

第 6 章	計画の推進体制	70
1.	計画の円滑な推進に向けて	70
2.	計画の進行管理	71
資料編		72
1	寒川町介護保険運営協議会規則	72
2	寒川町介護保険運営協議会委員名簿	74
3	寒川町介護保険運営協議会開催状況	75
4	各種調査実施状況	75

※令和 5（2023）年度の実績は見込値です。

1. 計画策定の目的と背景

わが国の高齢者人口（65 歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、令和 2（2020）年の国勢調査では高齢化率は 28.6%となっています。本町でも、平成 27（2015）年に団塊の世代が 65 歳を迎えた以降も高齢者人口は増加しており、今後も高齢化が進行していくと予測されます。こうした、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会でも高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、介護者の孤立、18 歳未満の子どもが高齢者の介護やケア、身の回りの世話を担ういわゆるヤングケアラーなどの問題への対応が課題となっています。

国においては、団塊の世代が全員 75 歳以上になる令和 7（2025）年を迎えるとともに、高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を踏まえ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることや、それを支える介護サービス基盤の整備や介護人材の確保等に取り組むこととしています。

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

本町においては、地域住民との協働や多様な社会資源を活用して、地域の課題の把握・解決を図る仕組みを整備した地域づくりをより一層促進し、医療・介護・予防および自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制をさらに深化・推進することが求められています。加えて、元気な高齢者が社会活動に参加し、社会的役割を担うことは、高齢者自身の生きがいにつながるだけで

なく、介護予防や閉じこもり防止にもなることから、高齢者が「支えられる側」から「支える側」として地域や社会の活動に参加し、能力を発揮できる仕組みづくりが必要となっています。

本計画では、第8次計画の取り組みや方向性を継承し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークとされる令和22（2040）年を踏まえ、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防および自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取り組みを進めていきます。

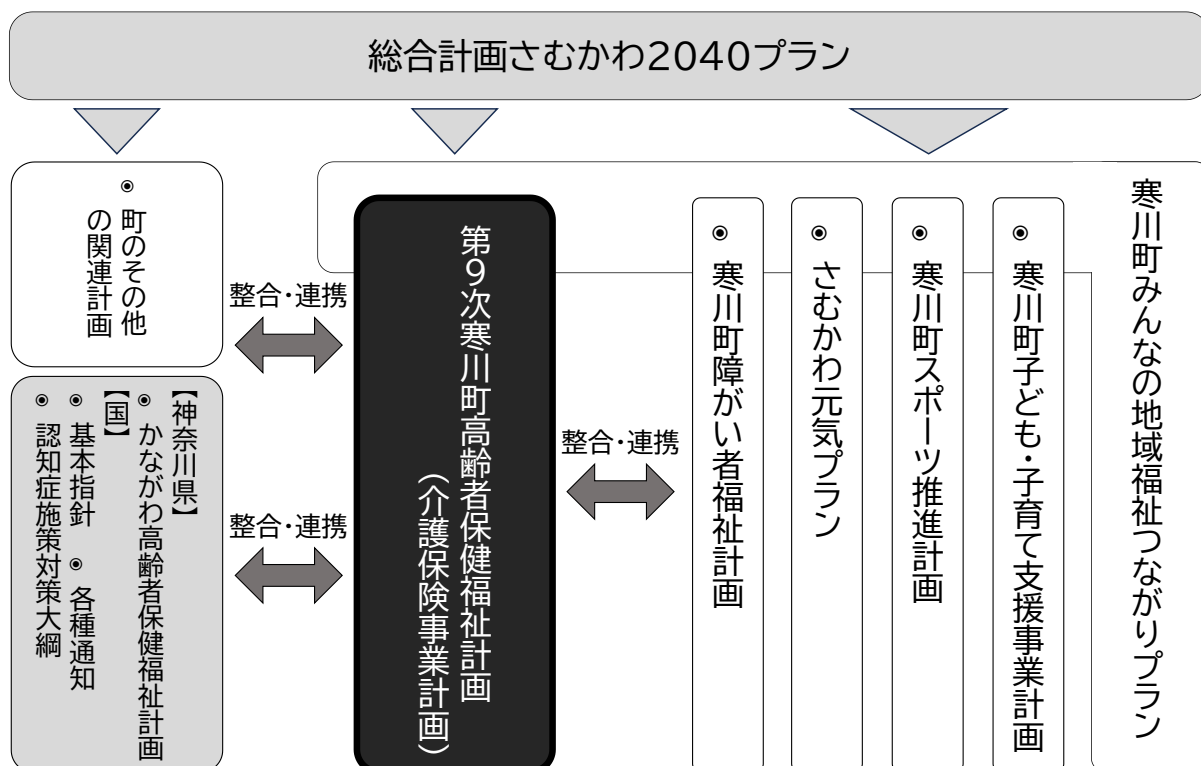
2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性をもったものとしします。

「地域共生社会」の実現に向けて、「寒川町総合計画 2040」を最上位計画として、「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を上位計画として、高齢者の地域生活を支援します。

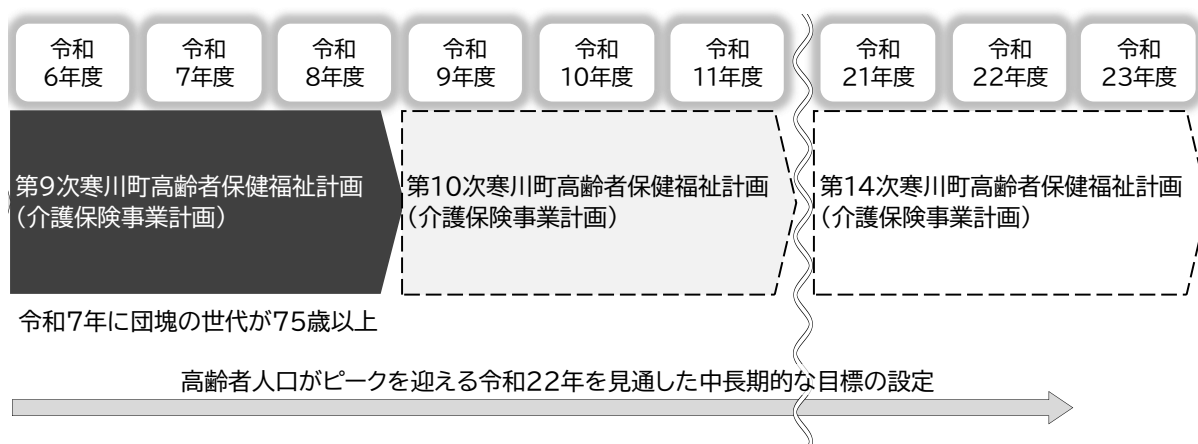
【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、第8次計画から引継ぎ、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年までの中長期的な視点に立った見通しを示しています。

【計画の期間】



4. 日常生活圏域の設定

高齢者が家族・友人あるいは地域とのつながりを失うことなく生活続けることができるよう、介護保険事業計画では、「日常生活圏域」を設定することになっています。

この日常生活圏域は、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされており、日常生活圏域を単位として、高齢者が必要とするサービス提供基盤整備計画の検討や「地域密着型サービス」の需給見込みの検討、地域包括支援センターの設置等を行うことになります。

本町は東西2.9km、南北5.5kmと町域が狭く、河川等地理的条件によって生活圏が分断されているというような状況にはなく、また、町の高齢化率が全国と比べて低く、日常生活圏域を複数設定する必然性は低いものと考えられることから、町内全域を1つの日常生活圏域としてきました。

本計画においても、本町の日常生活圏域は、引き続き町内全域を1つの日常生活圏域とします。

5. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れたまちのなかでその人らしく生活できるように介護や福祉についての総合的な相談窓口を担う機関です。

介護（主任ケアマネジャー）、福祉（社会福祉士）、保健（保健師）の専門職がチームになって、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、地域住民等と協力しながら、高齢者を支援しています。

本町では、町内全域を1つの日常生活圏域として地域包括支援センターを1か所設置しています。地域包括支援センターは、地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合的窓口として地域包括ケアシステムの推進にあたり重要な位置を占めており、今後もその機能の充実と活動の周知を行っていきます。

また、高齢者の増加に伴う相談等のニーズの高まりに対応するため、人員増を行い、地域包括支援センターの南部相談室を設置しています。

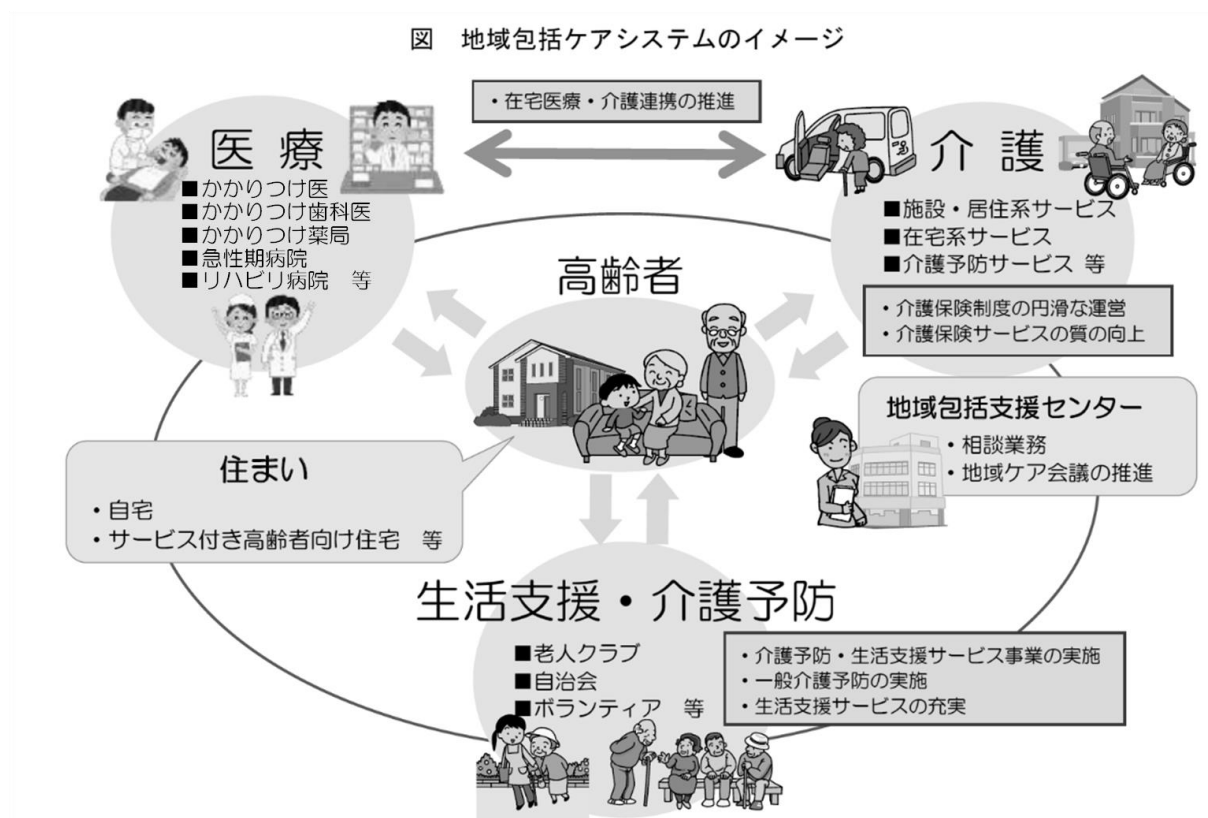
6. 地域包括ケアシステムについて

近年では、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していて高齢者福祉施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。

こうした背景のもと、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活の継続支援や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、その仕組みを活用することで、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



7. 計画の推進体制

本計画の策定にあたっては、町民の意見を反映するための機会を設け、幅広い意見を聴きながら策定しました。

(1) 検討委員会の設置

本計画の策定にあたり、寒川町介護保険運営協議会を通じて、協議・検討を行いました。委員の構成については、幅広い意見を集約するため、学識経験者のほかに町民、医療・保健・福祉分野の関係者、地域団体代表者等から選考しました。なお、計画策定にあたり、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、必要に応じて各課担当者との打ち合わせや調整を随時行いました。

(2) 実態調査の実施

65歳以上の町民に対しては、国の示す日常生活圏域ニーズ調査を行い、55歳～64歳（セカンドライフ予備群）に対しては寒川町独自の調査を行いました。町民の生活状況や高齢者施策に対する意見等を把握し、今後の施策等を検討するための基礎資料として活用することを目的としました。調査方法は郵送配布・郵送回収、無記名方式で行いました。

(3) 寒川町介護保険運営協議会への町民参加・審議会の公開

会議の開催に際し、希望する町民に対しては傍聴定員の範囲内で傍聴を認めるとともに、会議の議事録や資料をホームページに掲載しました。

(4) 事業者等調査の実施

令和5（2023）年8月に、寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）改定に向けた将来的な介護保険サービスについてのアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(5) パブリックコメントの実施

令和5年12月に、第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）（案）について、町施設での閲覧やホームページへの掲載を行い、意見を募りました。

第2章

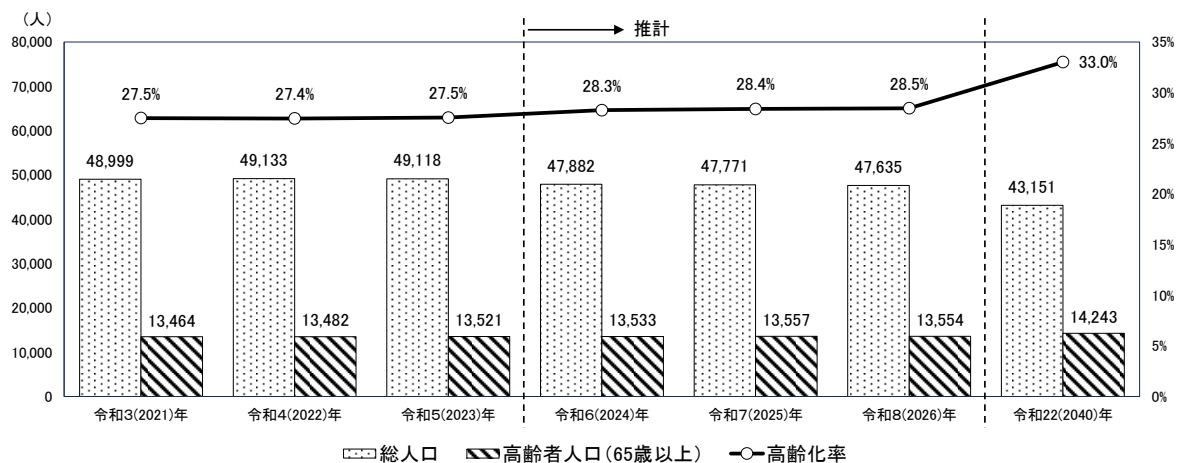
寒川町の現状

1. 高齢者の現状

(1) 年齢3区分別人口推移

本町の総人口は、増減を繰り返しており、令和5（2023）年に49,135人となっています。一方で高齢者人口は年々増加し、高齢化率も緩やかに増加しており、令和5（2023）年に27.5%となっています。

【年齢3区分別人口の推移と推計】

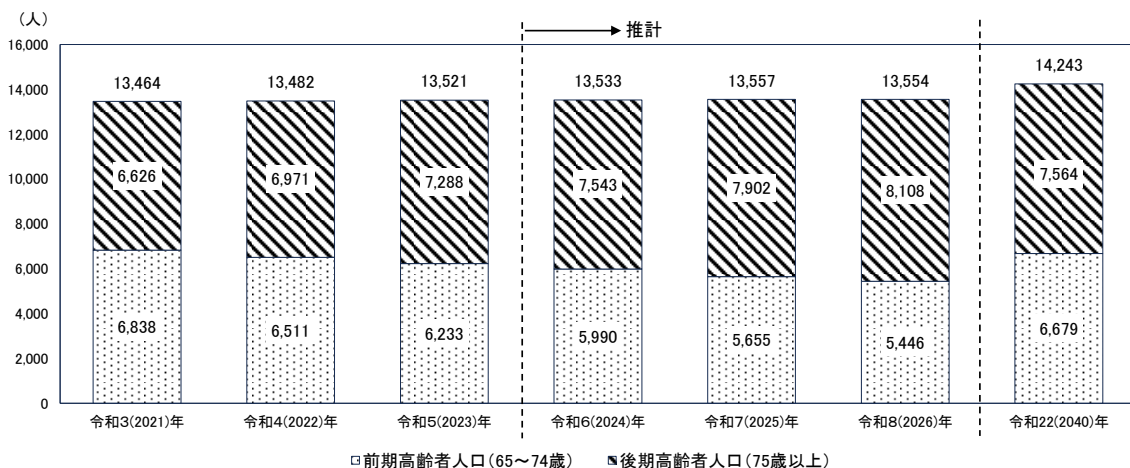


資料：各年10月1日現在。
令和5(2023)年までは寒川町住民基本台帳より。
令和6（2024）年以降は「寒川町人口ビジョン」より推計。

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）は令和 3（2021）年以降減少し、令和 5（2023）年に 6,284 人となっています。一方で後期高齢者（75 歳以上）は年々増加し、令和 5（2023）年に 7,223 人となっており、令和 4（2022）年以降は後期高齢者の人数が前期高齢者の人数を上回っています。

【前期高齢者、後期高齢者の推移と推計】



資料：各年 10 月 1 日現在。

令和 5(2023)年までは寒川町住民基本台帳より。

令和 6(2024)年以降は「寒川町人口ビジョン」より推計。

(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯）

一般世帯は、令和 2（2020）年は 8,363 世帯と、平成 27（2015）年の 7,641 世帯に比べ 722 世帯増加しています。また、高齢者単独世帯と高齢夫婦のみの世帯割合も年々増加しています。

【高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）】

単位：世帯

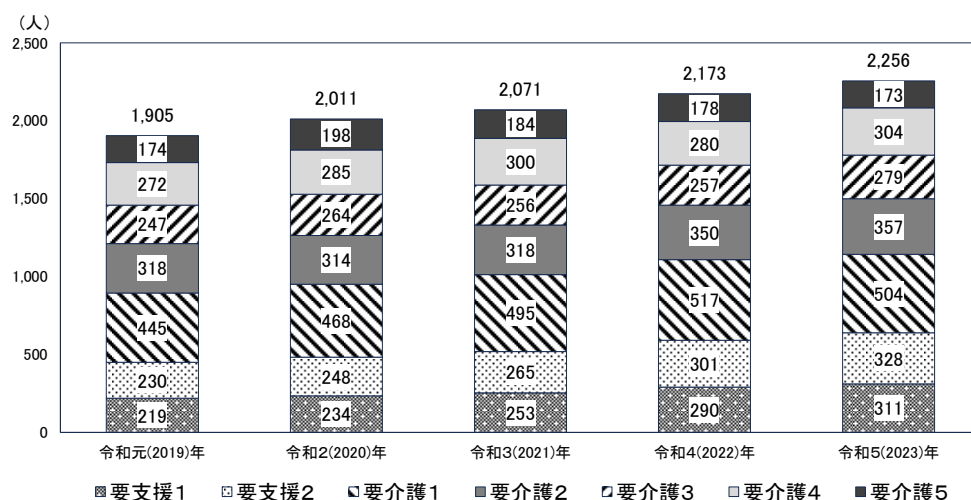
項目	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	4,834	6,227	7,641	8,363
高齢単独世帯	730	1,166	1,668	2,056
高齢夫婦のみ世帯	1,008	1,483	1,984	2,350
高齢単独世帯の割合	15.1%	18.7%	21.8%	24.6%
高齢夫婦のみの世帯の割合	20.9%	23.8%	26.0%	28.1%

資料：国勢調査より。

(4) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和5（2023）年に2,256 人となっています。介護度別でみると、要介護1 が 504 人と最も多く、次いで要介護2 が 357 人となっています。

【要支援・要介護認定者の推移】



【性別・年齢別要支援・要介護認定者数 令和5(2023)年】

単位: 人

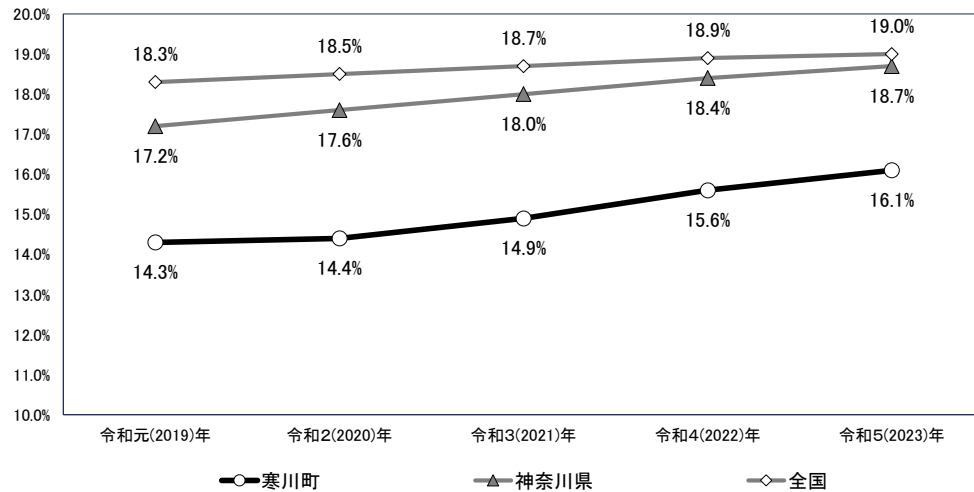
項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男性	65～69 歳	5	5	7	9	3	5	2
	70～74 歳	15	10	21	18	9	15	2
	75～79 歳	22	19	35	26	15	24	9
	80～84 歳	41	36	58	37	31	32	24
	85～89 歳	29	25	49	35	27	23	16
	90 歳以上	11	12	28	21	7	15	10
	第2号被保険者	2	2	3	11	1	3	2
女性	65～69 歳	4	4	7	7	5	1	2
	70～74 歳	20	19	24	17	13	6	11
	75～79 歳	31	26	54	33	22	21	14
	80～84 歳	69	68	82	47	43	36	15
	85～89 歳	57	65	81	61	50	46	26
	90 歳以上	28	43	75	54	51	65	34
	第2号被保険者	2	4	3	3	2	2	6
合計		336	338	527	379	279	294	173

資料: 令和5(2023)年10月1日現在。「介護保険事業状況報告」より。

(5) 要介護認定率の比較

本町の要介護認定率は年々増加し、令和5（2023）年に 16.1%となっています。また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。

【要介護認定率の比較（寒川町・神奈川県・全国）】



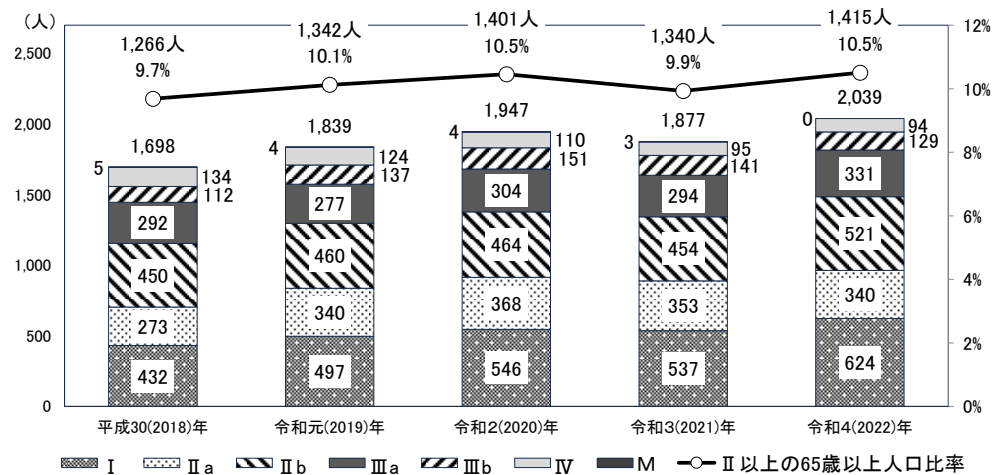
※第2号被保険者数を除く。

資料：各年3月末現在。「介護保険事業状況報告」より。

(6) 認知症高齢者数の推移

平成 29（2017）年から増加傾向となっており、日常生活に支障をきたすような「Ⅱa」以上の割合は 65 歳以上人口に対して 10%前後を推移しています。

【日常生活自立度別認知症高齢者数の推移】



【（参考）認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準】

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

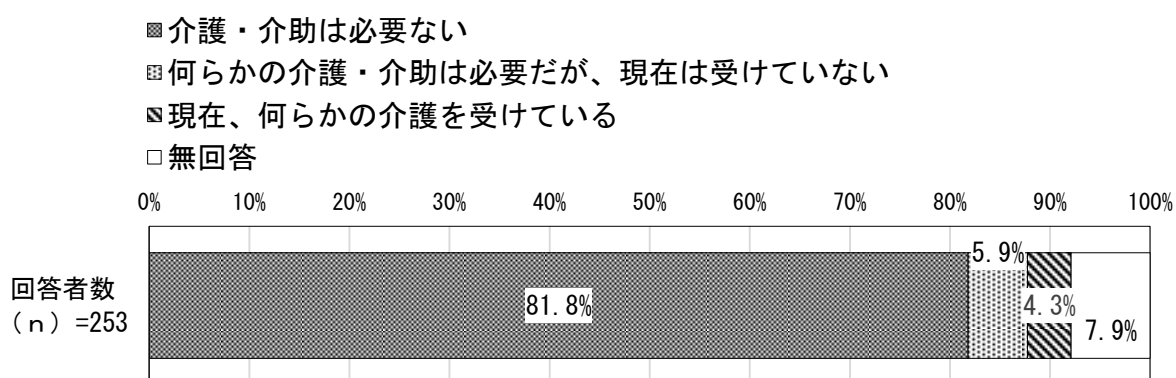
2. 日常生活圏域ニーズ調査等の結果（抜粋）

※調査実施状況は75ページに記載しています。

（1） 家族や生活の状況について

① 普段の生活で、どなたかの介護・介助が必要ですか

「介護・介助は必要ない」の割合が81.8%と最も高く、「何らかの介助・介護は必要だが、現在は受けていない」の割合が5.9%、「現在、何らかの介護を受けている」の割合が4.3%となっています。



「現在、何らかの介護を受けている」と答えた方の介護状況等については下記の通りとなっています。

② 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

「骨折・転倒」の割合が27.3%と最も高く、次いで「がん（悪性新生物）」の割合が18.2%となっています。

③ 主にどなたの介護・介助を受けていますか（複数回答）

「配偶者（夫・妻）」の割合が54.5%と最も高く、次いで「息子」の割合が36.4%、「介護のサービスヘルパー」の割合が27.3%となっています。

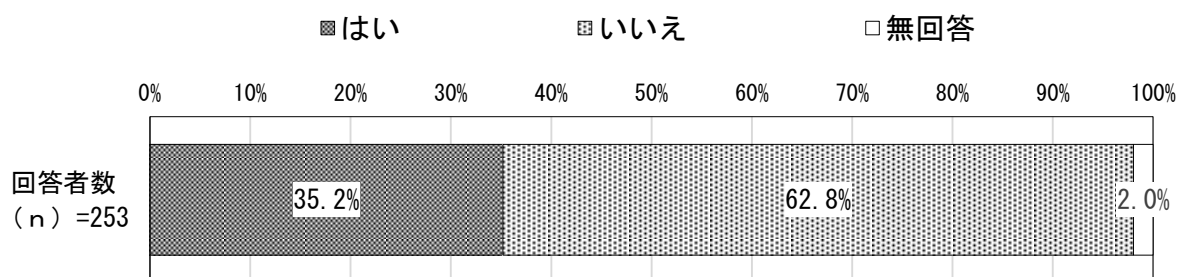
④ 主に介護・介助をしている方の年齢はいくつですか

「65歳未満」「75～84歳」の割合が36.4%と最も高く、次いで「85歳以上」の割合が18.2%となっています。

(2) 身体を動かすことについて

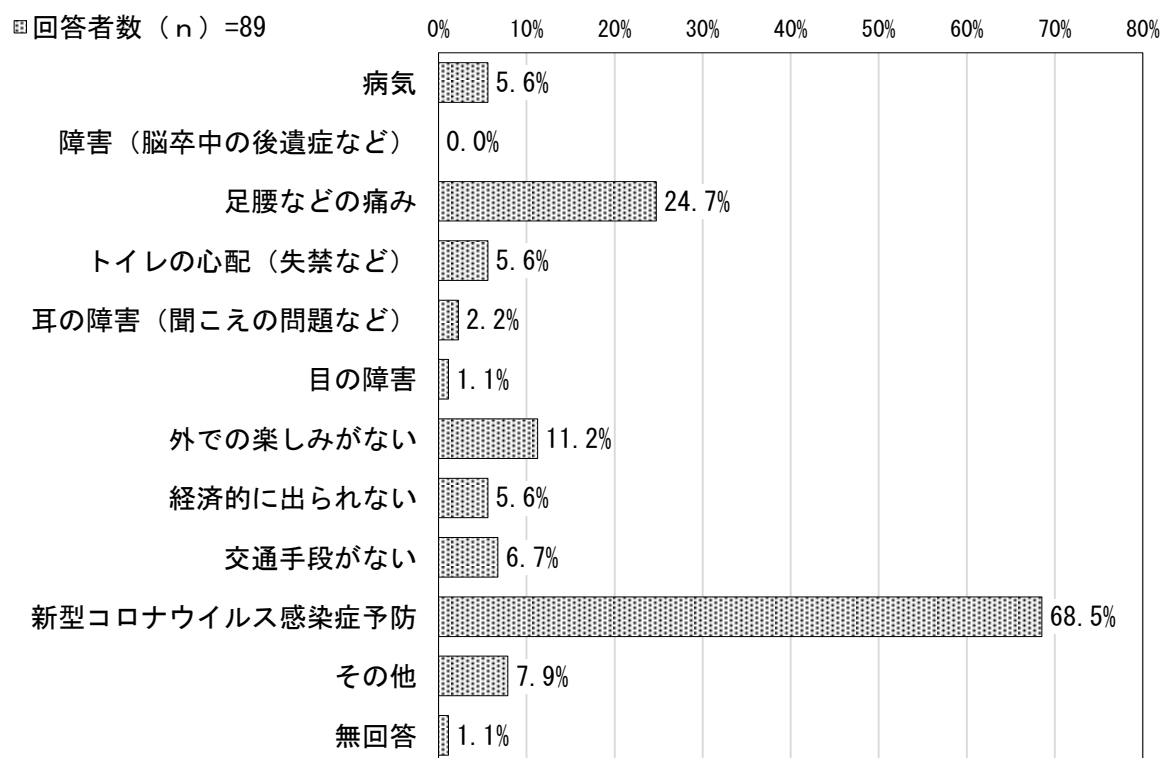
① 外出を控えていますか

「はい」（外出を控えている）の割合が35.2%、「いいえ」が62.8%となっています。



② 外出を控えている理由（複数回答）

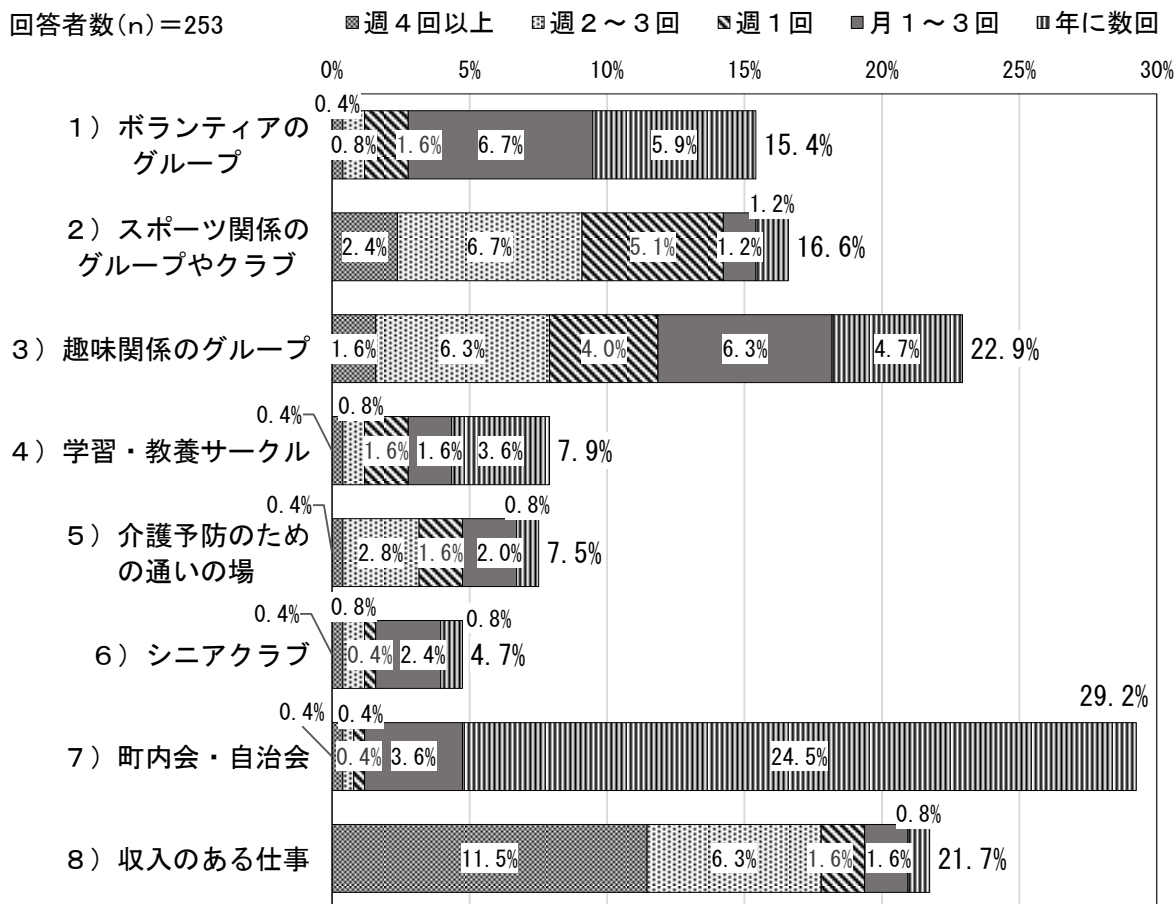
「新型コロナウイルス感染症予防」の割合が68.5%と最も高く、次いで「足腰などの痛み」の割合が24.7%、「外での楽しみがない」の割合が11.2%となっています。



(3) 地域での活動について

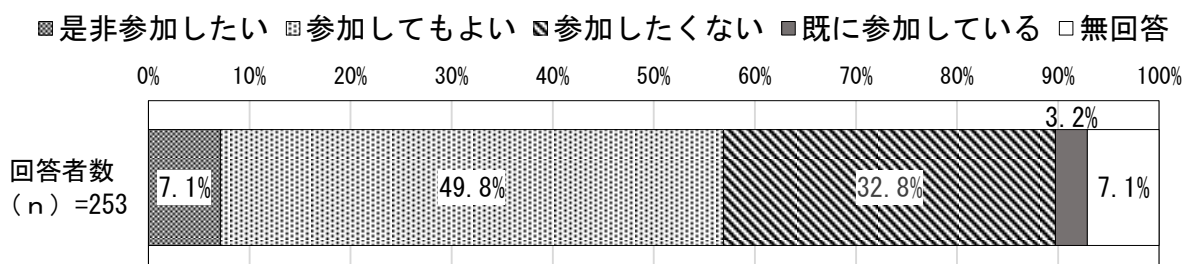
① 以下のような会・グループなどにどのくらいの頻度で参加していますか（「参加していない」・「無回答除く」）

1回以上参加したものとして「町内会・自治会」の割合が29.2%と最も高く、次いで「趣味関係のグループ」の割合が22.9%となっています。



② 健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたいですか

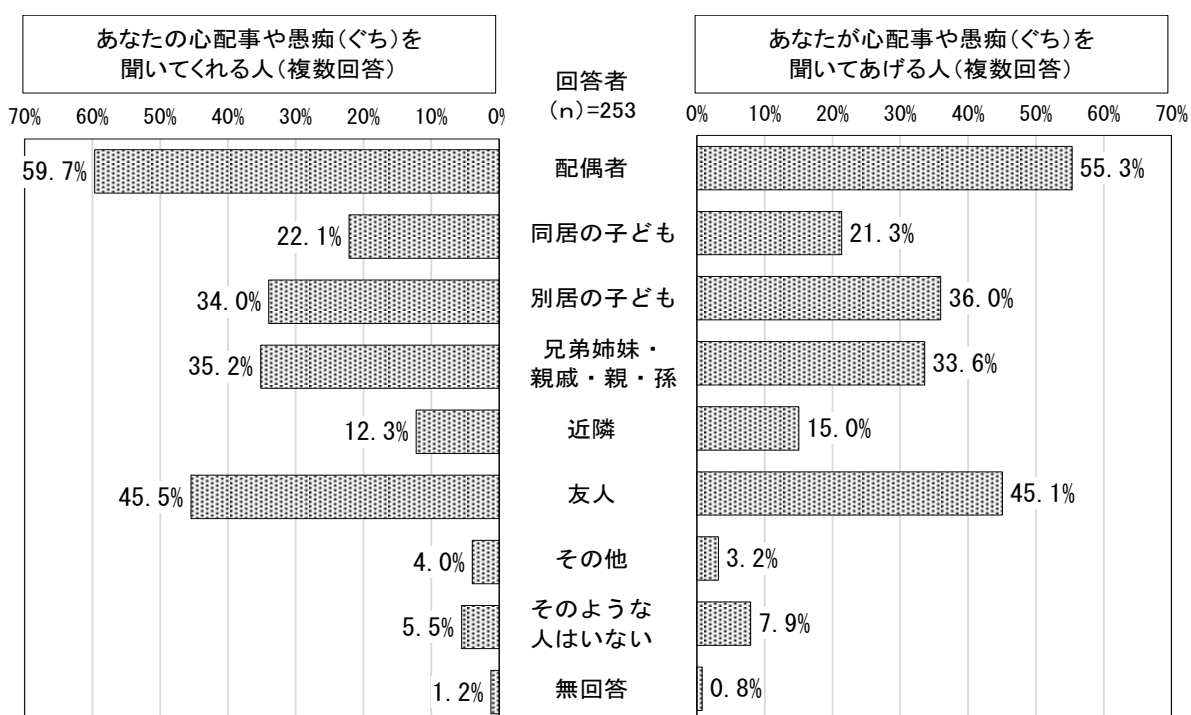
「参加してもよい」の割合が49.8%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が32.8%などとなっています。



(4) たすけ合いについて

① あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（複数回答） あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（複数回答）

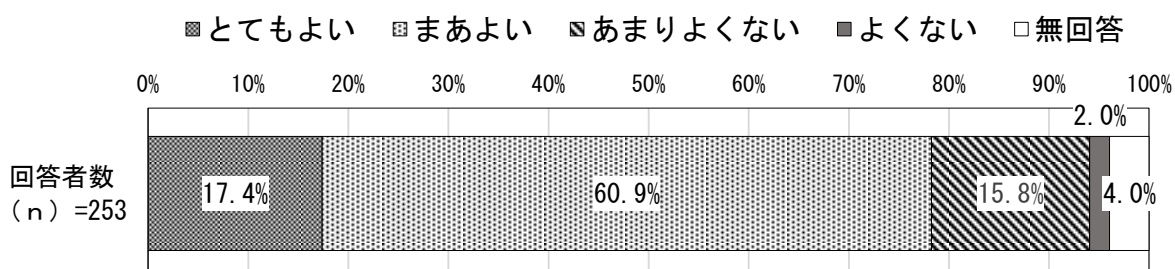
あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人では、割合の高い順に「配偶者」が59.7%、「友人」が45.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が35.2%となっています。あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人では、割合の高い順に「配偶者」が55.3%、「友人」の割合が45.1%、「別居の子ども」36.0%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が33.6%となっています。



(5) 健康について

① 現在のあなたの健康状態について

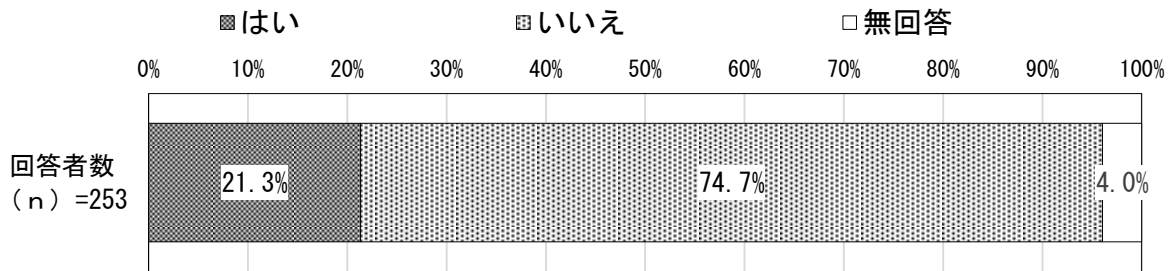
「とてもよい」の割合が17.4%、「まあよい」の割合が60.9%、「あまりよくない」の割合が15.8%、「よくない」の割合が2.0%となっています。



(6) 認知症にかかる相談窓口について

① 認知症に関する相談窓口を知っていますか

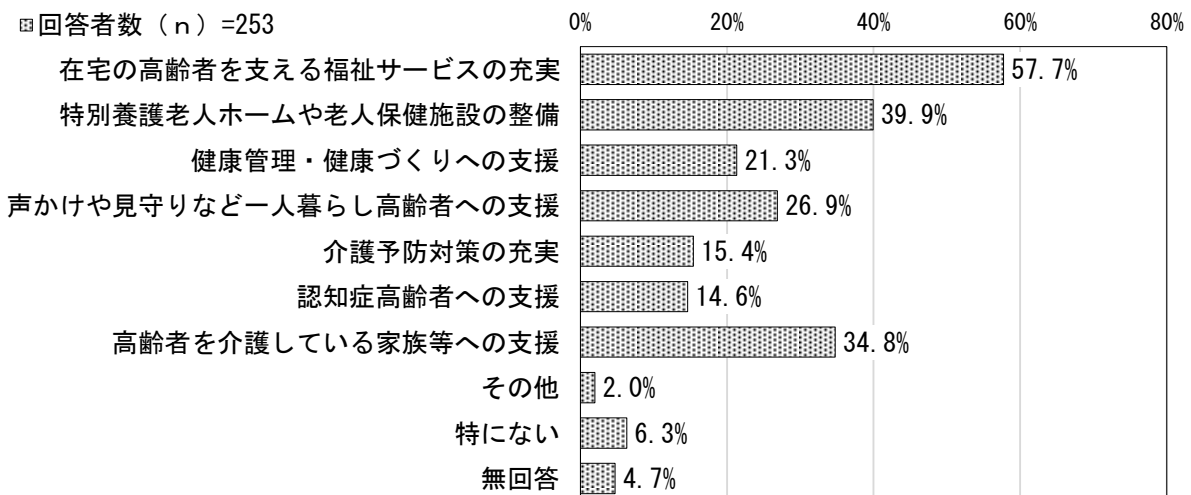
「はい」の割合が21.3%、「いいえ」の割合が74.7%となっています。



(7) 高齢者に対する町の施策について

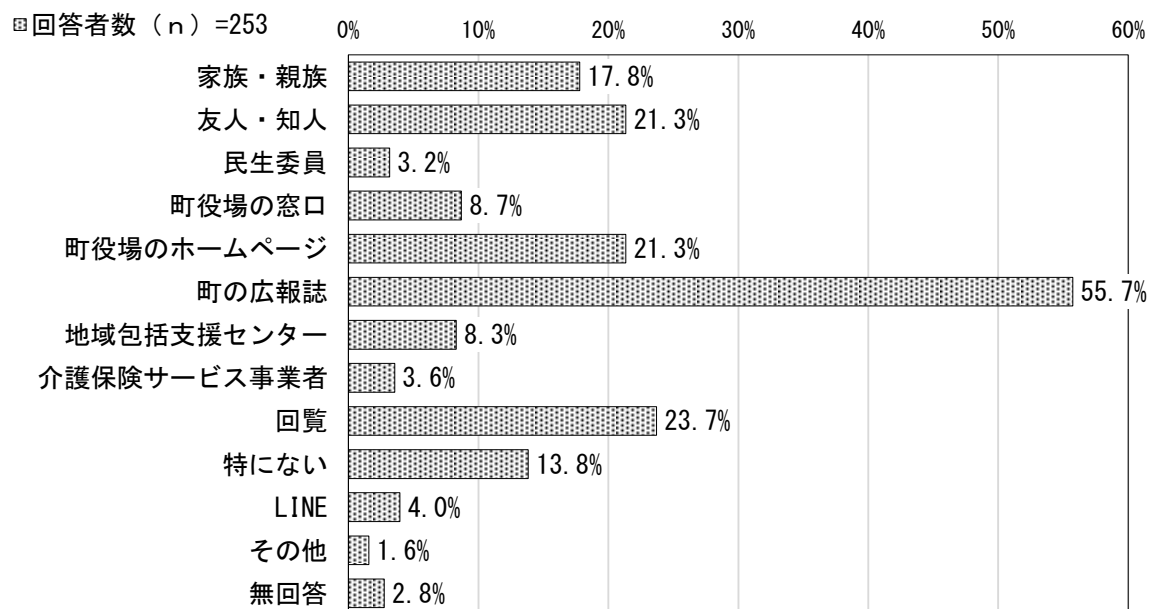
① 町が取り組むべき高齢者の施策として、今後特に充実させてほしいこと（複数回答）

「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」の割合が57.7%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」の割合が39.9%、「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が34.8%となっています。



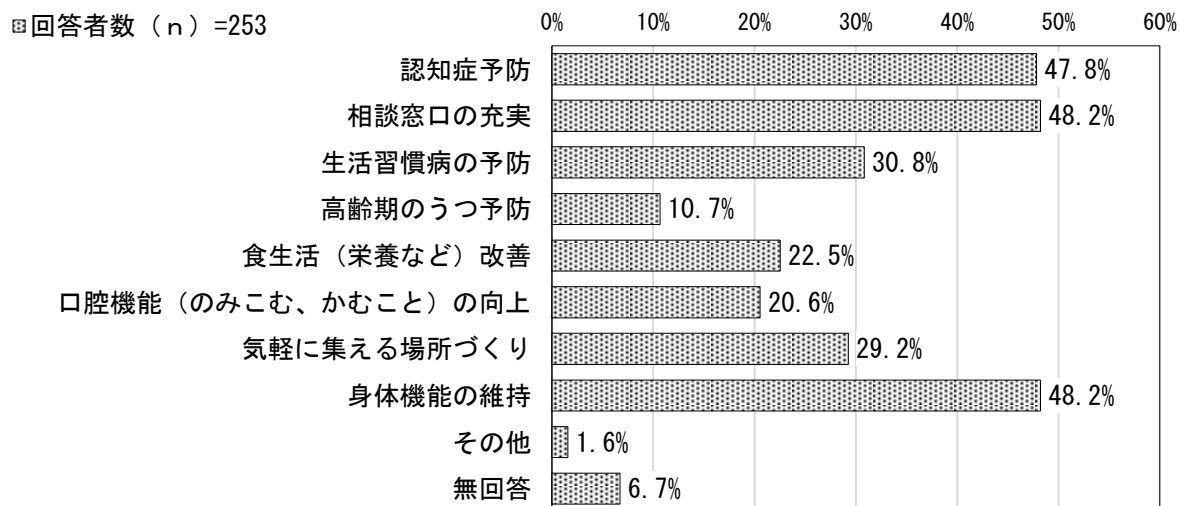
② 町の保健・福祉・介護保険サービスに関する情報の入手先 (複数回答)

「町の広報誌」の割合が55.7%と最も高く、次いで「回覧」の割合が23.7%、
「友人・知人」「町役場のホームページ」の割合が21.3%となっています。



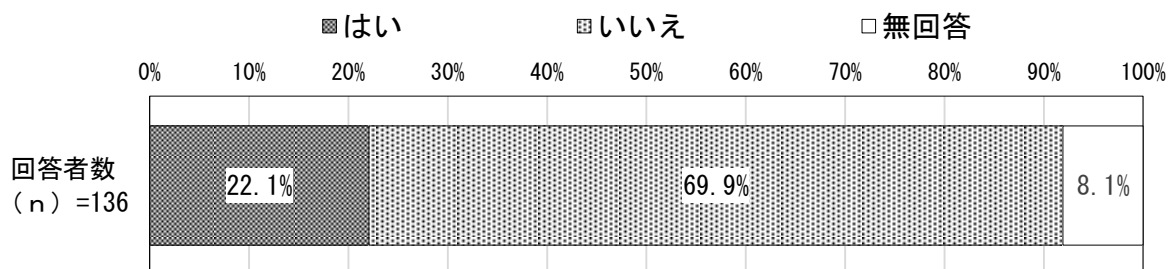
③ 今後、健康づくりや介護予防の施策として充実していくことが必要だと思うこと（複数回答）

「相談窓口の充実」「身体機能の維持」の割合がそれぞれ 48.2%と最も高く、次いで「認知症予防」の割合が 47.8%となっています。



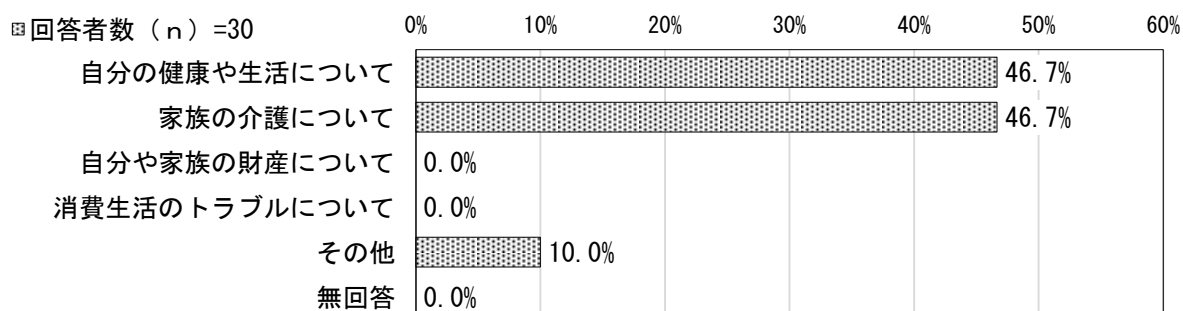
④ 地域包括支援センターに相談したことがありますか

「はい」の割合が 22.1%、「いいえ」の割合が 69.9%となっています。



⑤ 地域包括支援センターにどのようなことを相談しましたか（複数回答）

「自分の健康や生活について」「家族の介護について」の割合がそれぞれ 46.7%となっています。



3. 第8次計画の評価

本計画の策定にあたり、第8次計画に盛り込んだ事業について、令和3年度と4年度の2年間の進捗状況の評価しました。

評価は、事業を主体的に実施する担当が目標の達成度の状況について4段階の評価ランク付けをする方法で行い、寒川町介護保険運営協議会において報告し了承されたものです。

(1) 全体の評価

評価の指標については、4分類となっています。

- 1：0%以上 25%未満の達成 2：25%以上 50%未満の達成
3：50%以上 75%未満の達成 4：75%以上 100%以下の達成

基本 目標	施 策 の 方 向	実績評価（自己評価）	
		令和3 年 度	令和4 年 度
目標1	地域包括ケアシステムの充実		
	(1) 認知症施策の推進	4	4
	(2) 在宅医療・介護連携の推進	4	4
	(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	4	3
	(4) 地域ケア会議の推進	3	3
目標2	健康保持・介護予防の推進		
	(1) 健康保持の推進	3	4
	(2) 介護予防の推進	3	4
目標3	高齢者の地域生活支援の充実		
	(1) 情報提供・相談支援体制の充実	4	4
	(2) 日常生活の支援	4	4
	(3) 安心・安全の確保	4	4
	(4) 介護家族支援	3	3
	(5) 権利擁護	4	4
目標4	高齢者の社会参加の促進		
	(1) 社会参加・交流の促進	3	3
目標5	介護保険サービスの適切な運勢		
	(1) 介護サービス・介護予防サービス	4	4
	(2) 地域支援事業	4	4
	(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上	3	4
	(4) 円滑なサービスの提供	4	4

(2) 第8次計画の総括

第8次計画に盛り込んだ事業の評価については、令和3年度、4年度ともに評価3または4という結果で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小を除けば、概ね順調に事業を実施できており、各基本目標に掲げた施策を実現するために必要な事業であると言えます。

しかしながら、個々の事業については課題等もあり、まだまだ支援の取り組みが不十分であると思われます。

本計画期間においても、第8次計画期間から継続する事業、新たに加える事業など精査し、町の高齢者施策をさらに充実させる事業を位置づけて、取り組みを進めていく必要があります。

3. 現状を踏まえた第9次に向けた課題

第8次計画の体系および取り組み等を踏まえ、第9次計画に向けた課題を整理します。

(1) 地域包括ケアシステムの充実

本町では、第8次計画期間中、高齢者のニーズと実態にあわせた適切なサービスを行うコーディネート機能の強化を図り、さらに地域包括ケアシステムの構築が進むよう取り組んできました。

認知症について、65歳以上の方への調査結果をみると、認知症に関する相談窓口を知っている方の割合は21.3%、知らない方の割合は74.7%で、7割以上が知らない結果となっています。高齢化が進み、今後認知症高齢者もますます増加していくとみられる中、認知症施策推進大綱の推進に向けて、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、相談窓口の認知度の向上に取り組んでいく必要があります。

また、本町では必要な支援が受けられるよう、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者等への支援を実施しています。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくため、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。また、地域における認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座についても引き続き開催していく必要があります。

包括的な支援を必要とする住民が増えてくるなか、地域包括ケアシステムの構築を進めていますが、医療分野においては、入院医療と在宅医療を担う医療機関との連携をさらに強化し、在宅生活への復帰を通じて切れ目のないサービス提供が行われる体制を強化していく必要があります。

(2) 健康保持・介護予防の推進

本町では、町の高齢者が、元気に地域社会で生活するための健康づくりや生きがいづくり、社会参加等の支援施策を実施し、高齢者の自立支援・重度化防止等に努めてきました。

65歳以上の方への調査結果をみると、現在の健康状態について、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”の割合が78.3%、「あまりよくない」と「よく

ない」をあわせた“よくない”の割合が 17.8%となっています。外出を控えている方の割合は 35.2%で、外出を控えている理由について、「新型コロナウイルス感染症予防」の割合が 68.5%と最も高く、次いで「足腰などの痛み」が 24.7%、「外での楽しみがない」が 11.2%となっています。元気なうちから健康診査等を行い、健康づくりの意識・意欲の向上や健康づくりを手助けする必要があります。要介護状態になるおそれのある高齢者に対しては、その前の段階から、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援が重要です。

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

本町では、要介護者も含めた高齢者やその家族が、日常生活に支障を来たすことなく、安全で不安のない毎日を送ることのできる支援を提供してきました。

65 歳以上の方への調査結果をみると、高齢者に対する町の施策について、今後特に充実させてほしいことでは、「在宅の高齢者を支える福祉サービス」の割合が 57.7%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」の割合が 39.9%「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が 34.8%、となっています。

高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者自身の健康状態はもとより、家族など高齢者を取り巻く状況の違いにかかわらず、さまざまな生活支援事業が途切れることなく実施されることが必要です。

介護に携わる家族介護者の状況は多様ですが、精神的・肉体的な負担による疲労は誰もが大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、介護者に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

(4) 高齢者の社会参加の促進

本町では、高齢者が生活基盤を確保し、地域での交流を深め、自主的な活動を地域に広げていくことのできる環境を整備してきました。

65 歳以上の方への調査結果をみると、地域での活動について、8項目すべてのグループ・集まりで年 1 回以上の参加の割合は少なく、多くても「町内会・自治会」で 29.2%となっています。特に「シニアクラブ」での参加の割合は最も低く、4.7%となっています。また、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加

者として「是非参加したい、参加してもよい」の割合は56.9%、「参加したくない」の割合は32.8%となっています。高齢者人口は増加しているものの、生涯学習活動や老人クラブについて、参加が少ない現状です。団塊世代などの新規参加者の取り込みや、ボランティア活動や趣味等地域のさまざまな活動への積極的な参加を促していく必要があります。高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が重要です。

(5) 介護保険サービスの適切な運営

本町では、高齢者の増加に伴い要介護（支援）の認定者、介護サービスの利用量も増大するとの見込みから、状態に応じた適切な介護サービスが提供される環境を計画的に整備し、そのために必要な財源を確保する等、安定した制度運営に取り組みました。

要介護認定者の増加により、介護保険サービス利用件数は年々増加しており、それに伴いサービスの質の向上、事業者やケアマネジャー等の資質の向上が求められています。介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが必要です。そこで、利用者の視点に立ったサービスを担保するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化をより一層推進していくことが重要となります。

団塊世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えるにあたり、介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくものと見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。

1. 基本理念

本町では、令和3（2021）年度から新たな総合計画である「寒川町総合計画 2040」を開始し、目指すべき都市像として「つながる力で 新化するまち」を掲げて、各施策を進めていきます。

団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年を迎えるにあたり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加するとともに、令和22（2040）年には高齢者人口が最大になることが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ちた暮らしを続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、さらに地域住民同士の支え合いを重視した地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念は第8次計画の「地域を支える つながる力 さむかわ」を継承します。

地域を支える つながる力 さむかわ

2. 基本目標

基本目標 1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活続けるため、高齢者の生活を支える支援体制の構築が必要です。

町でもひとり暮らしの高齢者が増加しており、地域での見守りや支え合いを強化していくことが必要とされています。また、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、さまざまなサービスを実施していますが、高齢者のニーズと実態にあわせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図る事が重要です。

また、地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進します。

基本目標 2 健康保持・介護予防の推進

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

基本目標 3 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるように、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

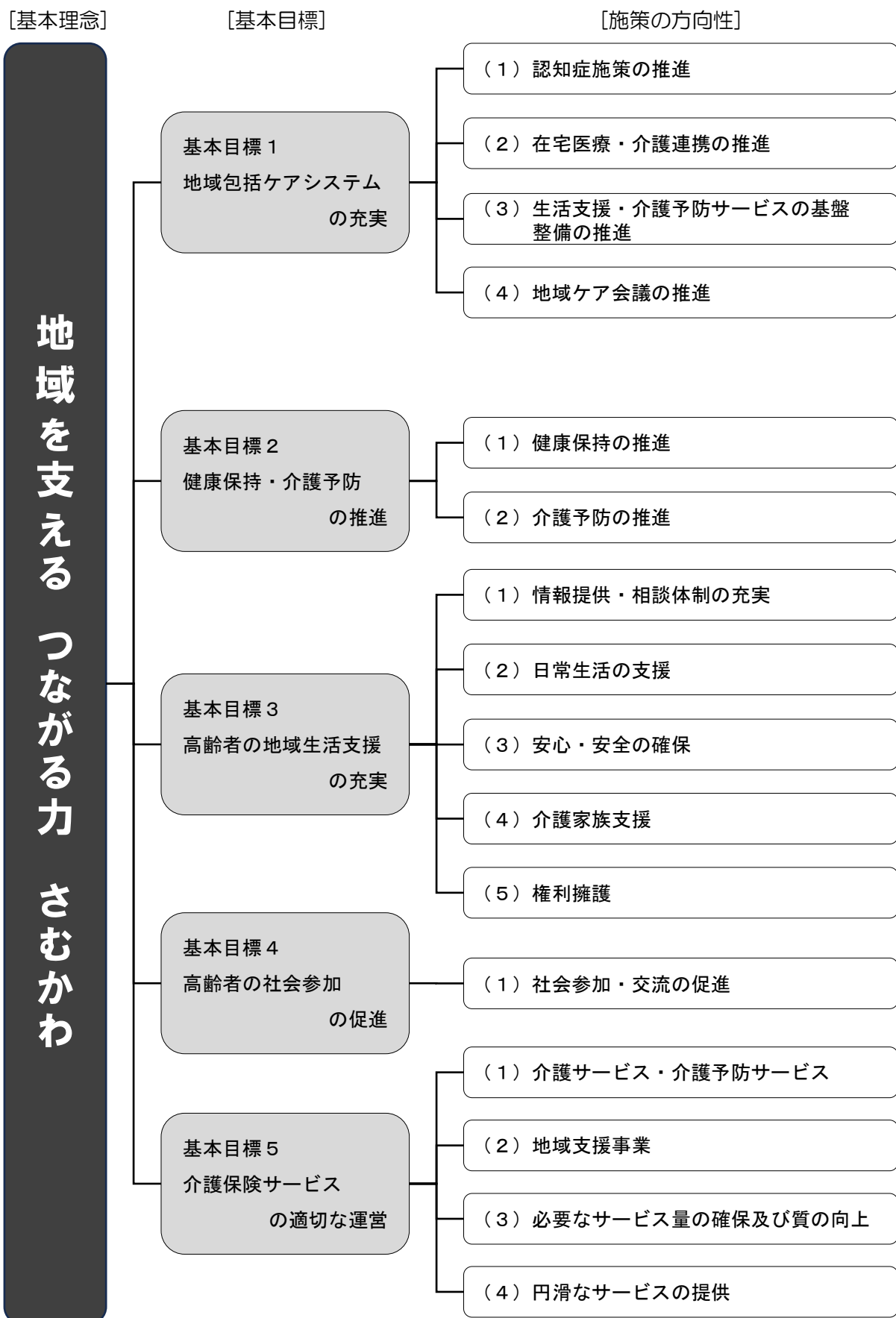
基本目標 4 高齢者の社会参加の促進

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

基本目標 5 介護保険サービスの適切な運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活をするため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

3. 施策の体系



基本目標 1 地域包括ケアシステムの充実

(1) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の理解を地域全体に広めるためにあらゆる機会を活用し、知識の普及啓発を行います。

また、専門の支援員の配置、早期発見・早期治療への支援や、かかりつけ医等の医療と多職種連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組む、認知症総合支援事業を実施します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、町の医療機関や各支援機関、介護サービス関係機関等それぞれのサービスを適切に提供できるよう調整します。 本人だけでなくその家族からの相談にも対応し、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）や認知症基本法等に基づき支援します。 また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に対する早期受診および早期対応に向けた支援体制を構築します。
認知症ケアパスの作成	認知症ケアパスとは、認知症に関する手引き書のことで、各サービスの紹介やその利用方法、困ったときの関連機関の連絡先等が記載されています。本町では認知症ケアパスを高齢者向け情報冊子「高齢者ガイドブック」と一体で作成し、毎年更新を続けていきます。
認知症サポーター養成研修事業	「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指すため、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の普及を図ります。また、町内の中学校3年生に対しては、卒業前に中学校の協力を得ながら講座を開催し、若年層に対して認知症知識の普及を図ります。
認知症予防のための通いの場の拡充	運動の習慣化、生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消等が認知症予防に資する可能性があることから、高齢者が身近に通える「通いの場」の拡充を図ります。
認知症の普及啓発	認知症カフェ等の場で、認知症の人同士やその家族が語り合う機会の創出を促し、意見の把握や施策の企画立案、啓発へとつなげます。

認知症サポーター養成講座の参加者

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	252	600	450	450	450	450

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護サービスを一体的に効率的かつ効果的に受けられるよう関係者の連携を一層強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
在宅医療介護連携推進事業 (茅ヶ崎市との協同実施)	茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会といった医療部門との連携を進めるため、茅ヶ崎市と協同で事業推進に取り組んでおり、今後も市担当課と協力しながら事業を展開していきます。 住民や関係機関からの相談に応じ、多職種連携のための研修や、さまざまな情報を集約し提供する「在宅ケア相談窓口」を茅ヶ崎市と共同で設置し、在宅で生活する高齢者を支えられるよう、連携を深化させていきます。

在宅医療介護連携推進事業

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療介護連携推進事業 (茅ヶ崎市との協同実施)	・多職種連携研修会 ・医療介護の関係者による医療介護連携推進部会開催、課題に対する検討グループを設置し、課題検討を行う。 ・住民向け研修会の開催 ・在宅ケア相談窓口で住民や関係者からの相談受付		

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、高齢者の地域における生活を支えるために、医療・介護の分野だけではなく、地域における生活支援等サービスを行う団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした生活支援体制整備事業を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	関係者等で構成される寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）を中心に、町の地域資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するために必要な生活支援等サービスに関して必要な事項の協議を行い、その基盤の整備を推進します。 また、生活支援コーディネーターを配置し、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議と共に協議を行い、生活支援体制の基盤を整備し、高齢者と必要とする生活支援等サービスを結び付けるなどしていきます。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）の設置	- 生活支援サービス又は介護予防サービスの創出についての検討、第9次計画期間中に1つの創出を目標とする。 - 一般介護予防事業についての検討		
生活支援コーディネーターの配置	- 地域における生活支援等サービスへの理解の促進、方針の共有 - 生活支援等サービスの担い手の養成に向けた調査及び働きかけ		

(4) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換を行い、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題をくみ取り、地域への展開に向けて取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
地域ケア個別会議の実施	医療、介護等の専門職をはじめとする関係者が出席し、個別ケースを検討する地域ケア個別会議を、地域包括支援センターの主催により開催します。また、介護支援専門員の資質向上に資するよう、より多くの町内の介護支援専門員が地域ケア個別会議の支援を受けることができるように努めます。
介護予防のための地域ケア個別会議の実施	要支援又は事業対象者の生活行為の課題の解決等による生活の質（ＱＯＬ）の向上ならびに多様な専門職からの助言を得ることで、地域包括支援センターの職員又は介護予防ケアマネジメントの委託を受けている介護支援専門員の資質向上に努めます。
地域ケア推進会議の実施	地域ケア個別会議の実施によって把握される地域課題に対して、地域づくりや政策形成などの視点から解決方法を協議し、地域包括ケアシステムの構築に結び付ける町域全体レベルの地域ケア会議を開催します。

事業名	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域ケア個別会議の実施	6	6	6
介護予防のための地域ケア個別会議の実施	1	1	1
地域ケア推進会議の実施	1	1	1

基本目標 2 健康保持・介護予防の推進

(1) 健康保持の推進

健康寿命の延伸を図るため、高齢者の生活習慣病等の予防や生活機能の維持、保健・予防事業等の推進を通じて、高齢者の自主的な健康づくりを支援します。また、介護予防の推進については、基本目標 1 「地域包括ケアシステムの充実」の生活支援体制整備事業における寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議においても協議を進めていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
特定健康診査・特定保健指導 【健康づくり課】	メタボリックシンドロームに着目した健康診査および保健指導（国民健康保険被保険者 40 歳～74 歳対象）を実施します。メタボリックシンドロームの早期発見を行い、健康を増進し、医療費適正化を目標とします。受診勧奨を積極的に行い、受診率の向上を図ります。
高齢者健康診査 【健康づくり課】	後期高齢者医療保険制度被保険者へ健康診査を行います。病気の早期発見を行い、健康増進や健康寿命延伸を目標とします。受診勧奨を積極的に行い、受診率の向上を図ります。また、健診結果によって、必要に応じて高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につなげていきます。
料理教室 【健康づくり課】	高齢者の健康課題の解決のため、ライフステージ別料理教室を実施します。食育推進活動を行っている寒川食育サポートが協力しています。
歯科保健推進事業 【健康づくり課】	町民のオーラルフレイル予防のため、歯と口腔の健康づくりの普及啓発を行います。関係機関と連携し、広報誌を用いた周知活動や啓発イベントの開催を行います。
健康運動ボランティア健康づくり推進活動 【健康づくり課】	町民が主体的に健康づくりを行えるよう、地域で健康運動ボランティアが活動します。地域や近隣住民とつながり活動することで、健康寿命の延伸を目指します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【健康づくり課、高齢介護課】	高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。また、庁内関係部署や関係機関との情報共有、課題解決に向けた検討等、連携体制の構築に努めます。

(2) 介護予防の推進

高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、感染症の拡大防止に努めながら、予防施策をより一層推進します。

高齢期の生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指し、心身機能を保持するため、要介護状態となる可能性の高い対象者を早期に発見するとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
元気はっけん広場（集合版・在宅版）	事前の申込をせずとも気軽に訪れることのできる通いの場としての介護予防教室を実施します。内容は、運動器の機能向上および認知症予防プログラムを中心に、口腔機能の向上、栄養改善プログラムをあわせて実施します。（集合版） また、集団が苦手な方や会場までの交通手段を持っていない方のために自宅にいながら参加できる対面によらない介護予防教室を実施します。（在宅版）
介護予防講師派遣事業	身近な場所からの介護予防を目指して、主として 65 歳以上で構成される町内の団体・グループの求めに応じ、介護予防プログラムを提供する講師を派遣する事業を実施します。
高齢者健康トレーニング教室	町内在住の 65 歳以上の高齢者を対象に、町総合体育館の設備を活用して、健康体操等の運動とマシントレーニングの提供を行う教室を開催し、身体機能の維持・向上、転倒・骨折予防等を図ります。
寒川町シニアげんきポイント事業	介護保険適用施設等における自発的な奉仕活動を通じた高齢者の社会参加および生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図ることを目的としたポイント制度を実施します。事前登録をした参加者にスタンプカードを交付し、活動に応じてスタンプを押印します。スタンプの押印数に応じて、寒川町共通商品券と交換可能なポイントを付与します。
高齢者スポーツ大会	健康増進のための高齢者に向けたスポーツ大会を実施します。グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンク等を予定しています。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【健康づくり課、高齢介護課】（再掲）	高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。また、庁内関係部署や関係機関との情報共有、課題解決に向けた検討等、連携体制の構築に努めます。（再掲）
一般介護予防事業について 専門職の活用促進	高齢者の身体機能の向上や暮らしが充実していくよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら、事業を推進していきます。

元気はっけん広場（集合版）

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	240	225	240	400	400	400

元気はっけん広場（在宅版）

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	20	11	7	10	10	10

介護予防講師派遣事業

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	561	1,243	1,800	1,200	1,200	1,200

高齢者健康トレーニング教室

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	40	59	60	60	60	60

寒川町シニア元気ポイント事業

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平均活動人数	15	14	21	25	25	25

高齢者スポーツ大会

区 分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	138	122	120	130	130	130

基本目標 3 高齢者の地域生活の充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報を行きわたらせ、各種相談に応じることのできる体制を充実します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
地域包括支援センター運営事業	要支援者の介護予防ケアマネジメントの作成、高齢者に対する総合的な相談支援・権利擁護業務、地域における連携共同の体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を目的とした、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するため、地域包括支援センターおよび南部相談室の設置・運営をします。 また、介護と子育てを両立するダブルケア・18歳未満の子どもが高齢者の介護やケア、身の回りの世話を担うヤングケアラーや高齢者のための総合相談窓口としての体制を一層充実します。
民生委員児童委員活動事業【福祉課】	高齢者や障がい者に限らず、地域の身近な相談相手として活動します。また、専門的な相談については、各種専門機関へ案内をします。
制度周知・広報等の充実	介護保険制度は、初めて利用する人にとっては、サービス利用の手続きや制度の仕組みに関して、わからないことが多いものと考えられます。制度等を理解した上で適切に利用していただくためにも、周知や広報活動を実施していきます。

(2) 日常生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢者福祉サービスとして、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な高齢者等に対する生活支援を推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
給食サービス事業	ひとり暮らし高齢者および高齢者世帯のうち、食事の支度が困難な高齢者世帯等に対し、安否確認と昼食の配達を行います。
生活管理指導短期宿泊事業	身体的には自立しているが、社会的理由等で養護する必要がある高齢者に施設への短期入所を通して生活改善を目的とした支援を行います。
ねたきり老人等戸別じん芥収集事業	町のゴミ収集日に、一般廃棄物を集積所まで搬出することが困難なねたきり高齢者世帯等に対して、戸別に家庭まで収集に伺い、あわせて安否の確認を行います。また、地域住民との連携により衛生的な生活の維持を図ります。

給食サービス事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用数	3,501	2,753	2,600

生活管理指導短期

宿泊事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用数	127	138	121

ねたきり老人等戸別じん芥収集事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用数	3,589	3,568	4,000

(3) 安心・安全の確保

高齢者が、住み慣れた地域で継続して安心・安全な生活を営むことができる地域づくりを目指します。また感染症対策について、関係課等と情報を共有し、連携を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
老人保護措置事業 (養護老人ホーム)	身寄りがなく経済的にも生活が困難で、身体的には自立している独居高齢者等に施設へ入所することで、不安の解消や安定した生活の場の提供等を行います。
緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業）	慢性疾患があり、日常生活を過ごすことに不安がある独居高齢者に対し、緊急事態発生時に迅速な救援体制が取れるように緊急通報システムを貸与し、周知を進め広く普及するよう努めます。
行方不明高齢者対策の充実 (認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業)	行方不明となるおそれのある高齢者を、あらかじめ、SOSネットワークに登録することにより、万一、登録者が行方不明になった場合に、関係機関が情報を共有し、より連携して、早期発見と保護に努めます。また、必要に応じて一時的に入所できる施設を確保することにより、その家族の精神的および身体的負担の軽減を図り、認知症高齢者の生命と安全を守ることを目的とします。(茅ヶ崎市との共同事業)
避難行動要支援者支援事業 (寒川町避難行動要支援者きずなプラン) 【福祉課】	ひとり暮らし高齢者や障がい者等災害時に一人では避難できない方々を対象に、要支援者として把握し、自治会や民生委員と連携を図り見守り体制の充実に努めます。
防災対策事業 【町民安全課】	自主防災組織や近隣居住者等との連携のもと災害時に要支援者が迅速かつ安全に避難、搬送されるよう防災訓練等の充実を図っていきます。
感染症対策の推進	関係機関と連携し、感染症に係る最新情報の把握や町民への迅速な情報提供に努めるとともに、感染症の流行防止を踏まえた体制の整備に努めます。

老人保護措置事業（養護老人ホーム）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置者人数	6	8	8

緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与者数	9	9	8

行方不明高齢者対策の充実（認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	70	72	75

(4) 介護家族支援

介護家族の負担を補い、要支援者・要介護者とその家族が安心して日常生活を送ることができるように環境を整えていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
家族介護教室の開催	家庭において家族を介護する方が、より安心して介護にのぞめるよう、適切な介護を行うための知識・技術を習得する機会として、家族介護教室を開催します。
寝たきり高齢者等おむつ代助成	介護家族の経済的負担軽減を図るため、在宅で寝たきりの状態にある方等を介護している家族に対し、紙おむつ代を助成します。

家族介護教室の参加者

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	0	11	20

寝たきり高齢者等おむつ代助成

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
四半期分助成 人数合計	200	217	220

(5) 権利擁護

高齢者が十分な判断ができない状態になっても、金銭管理や適切な福祉サービス等の利用ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力が不十分で、親族や身寄りがいない等の理由により、成年後見制度を利用することが困難な方に対して、町長が本人や親族等に代わって、裁判所の後見人の申立てを行います。また、経済的な理由から申立てに要する費用や、後見人への報酬を支払うことが困難と認められる方には、費用の一部を助成します。
高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の実態把握とその防止に努めるとともに相談体制を充実させます。

成年後見制度利用支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	6	13	17

高齢者虐待相談通報件数等

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理件数	11	11	11

基本目標 4 高齢者の社会参加の促進

(1) 社会参加・交流の促進

自らの経験と知識を活かした積極的な社会参加や、他者との交流など、活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
寒川町シルバー人材センターの支援	高齢者が社会参加や社会貢献をする場や、その生きがい確保するために、町シルバー人材センターの機能充実・新規事業の開拓支援を推進します。
シニアクラブの育成	会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会および各シニアクラブを支援します。
ふれあいセンターの管理運営	ふれあいセンターの適切な管理に努めます。また、高齢者のニーズに応じた事業を行うことにより、生きがい創出や健康増進、介護予防の促進を図っていきます。
敬老金支給事業	敬老の意を表するため、毎年 9 月 15 日現在、本町に引き続き 1 年以上居住していて、町が定める年齢の高齢者に対して敬老金を支給します。
(仮称) 高齢者の移動支援	高齢者の外出の機会を増やし、社会参加の促進のため、移動支援策を検討します。

寒川町シルバー人材センターの支援

区 分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
活動延べ人数	30,062	31,895	33,700	36,000	37,000	38,000

シニアクラブの育成

区 分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参加延べ人数	2,023	2,139	3,400	4,900	4,950	5,000

基本目標 5 介護保険サービスの適切な運営

(1) 介護サービス・介護予防サービス

① 居宅サービス・介護予防サービス

【主な取り組み】

事業名	事業概要
訪問介護（ホームヘルプ）	介護福祉士や訪問介護員が要介護者宅等を訪問して、要介護者等に食事、入浴、排せつ等、必要な身体の介護や、衣類の洗濯等必要な家事を行うサービスを提供します。生活援助は自分で家事をすることが困難で、家族も支援できない場合等に利用できます。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	入浴車が要介護者宅等を訪問し、浴槽を居宅に持ち込み、要介護者等の心身の状態について十分な配慮の下で高齢者を介助し、入浴の機会を提供します。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、健康チェック、医学的処置、服薬管理、家族への療養上の指導、ターミナルケア等のサービスを提供します。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が要介護者等の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図ることを目的として、医師の指示に基づき必要なリハビリテーションを提供します。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な要介護者等の自宅に医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。
通所介護（デイサービス）	特別養護老人ホーム又はデイサービス事業所に通い、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスの提供を受けるものです。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設、病院および診療所に通い、必要なリハビリテーションや健康チェック、食事、入浴等のサービスの提供を受けるものです。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を受けるサービスです。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話等を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している要介護者等が、食事、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	特殊寝台および付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、車いすおよび付属品、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、徘徊感知機器、自動排泄処理装置（要介護度に応じて異なる厚生労働大臣が定めるもの）の貸与が受けられるサービスです。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部品（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の一部（支給限度額あり）を支給します。

事業名	事業概要
住宅改修・介護予防住宅改修	在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけたりする等の小規模な改修に対して、介護保険から費用の一部（支給限度額あり）を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービスを利用する際に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。 介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービスを利用するために、地域包括支援センターの保健師等が行う介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

【主な取り組み】

事業名	事業概要
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、その施設において食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスを受けるものです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できるサービスです。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の方が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で食事、入浴および排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

③ 施設サービス

【主な取り組み】

事業名	事業概要
介護老人福祉施設	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員30名以上のものであって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行うことを目的とする施設です。
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項に規定する施設であって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するものです。

(2) 地域支援事業

地域の高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

【主な取り組み】

事業名	事業概要
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業においては、要支援者又は事業対象者に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、住民主体の介護予防活動の育成および支援などを行う一般介護予防事業を、地域の実情にあわせて提供していきます。
介護予防・生活支援サービス事業	地域の高齢者等が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等となった場合においても可能な限り自立した日常生活を営むことの支援を目的に介護予防・生活支援サービス事業を実施します。
介護予防訪問型サービス	本人が自力で家事等を行うことが困難であって、家族や地域の支え合いや他の福祉施策等の代替サービスが利用できない場合について、介護福祉士、訪問介護員が家事や入浴、排せつなどの生活の支援を行うサービスです。
訪問型サービスA	介護予防を目的として、所定の研修を受講した生活援助員が日常生活上の家事を援助します。
介護予防通所型サービス	デイサービスセンター等において、生活指導、健康チェック、食事、入浴、送迎などを受けるサービスです。また、選択的に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等、介護予防に資するサービスを受けることができます。
介護予防ケアマネジメント	要支援者又は事業対象者の状況に応じてケアプランを作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援を受けられます。 (介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行います。)

事業名	事業概要
一般介護予防事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室や、介護予防活動の地域展開を目指した事業を実施します。 ○元気はっけん広場（集合版・在宅版）（再掲） ○介護予防講師派遣事業（再掲） ○高齢者健康トレーニング教室（再掲） ○寒川町シニアげんきポイント事業（再掲） ○高齢者スポーツ大会（再掲）
包括的支援事業	地域包括支援センターを設置することにより、関係機関との連携、社会資源の活用を図りながら、介護サービスだけでなく権利擁護等も含めた包括的・継続的なマネジメント支援を実施します。 また、地域包括ケアシステムの構築を図るため、社会保障充実分として、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施します。 ○地域包括支援センター運営事業（再掲） ○在宅医療介護連携推進事業（再掲） ○生活支援体制整備事業（再掲） ○認知症総合支援事業（再掲） ○地域ケア会議推進事業（再掲）
任意事業	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定を図るとともに、被保険者および家族等を介護する者等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行います。 ○家族介護教室の開催（再掲） ○認知症等高齢者行方不明ＳＯＳネットワーク事業（再掲） ○成年後見制度利用支援事業（再掲） ○介護保険住宅改修理由書作成業務支援 ○認知症サポーター養成研修事業（再掲） ○介護相談員派遣事業

(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上

高齢者やその家庭に対するサービス量の十分な確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
地域密着型サービスの整備と普及 (指定・監督)	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、地域密着型サービスの整備と普及を図ります。 町は、地域密着型サービスについて、サービスの需要を適切に見込み、整備目標を掲げ、必要に応じて事業者の誘致を進めるとともに、事業者の指定・指導・監督を行います。 地域密着型サービス事業者の指定に際しては、人員、設備および運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、介護保険運営協議会での意見を踏まえ、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）との他職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケア体制の構築とケアマネジメントの質の向上を図ります。 また、支援困難ケースへの助言や介護支援専門員のネットワークづくりのコーディネート等を通じて、介護支援専門員の支援を行っていきます。
虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み	特別養護老人ホーム等の介護保険施設や、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスを提供する事業所において、高齢者に対する虐待行為や身体拘束等、高齢者の権利と生活の質が脅かされるようなことがないよう、介護相談員の派遣や関係機関との連携強化、相談体制の充実を図り、高齢者の尊厳を保持・支援する取り組みを推進します。
事業者への立ち入り調査の実施	地域密着型サービス以外の介護保険サービスについて、町はサービス事業者に対して、介護サービスが適切かつ良質なものであるとして提供されるよう、必要に応じて監督をします。また、サービスの提供における契約が適正なものであることを確認していきます。
リスクマネジメントの推進	感染症 BCP（事業継続計画）及び自然災害 BCP（事業継続計画）の作成指示などを通じて、介護現場の安全の確保を推進します。

(4) 円滑なサービスの提供

必要になれば直ちに十分なサービスが利用できるよう、手続きの迅速化およびサービス提供の適正化に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
認定審査会委員研修の実施	介護保険制度が円滑に実施されるためには、要介護・要支援者の身体状況を正確に把握し、要介護認定を公正に行っていく必要があります。介護認定審査会の委員は、保健、医療、福祉の専門家により構成されますが、それぞれの専門知識を活かしながら、統一した基準で審査判定されることが求められています。そのため、認定審査会が常に公正に認定が行えるよう、認定審査委員研修を実施しています。今後も、引き続き研修会を開催し、公正で適正かつ円滑に審査判定が行えるよう努めていきます。
認定調査員研修の実施	要介護認定申請において、認定申請者を訪問する認定調査業務は、町職員が行っています。訪問調査時に公正かつ公平な調査が行えるよう、認定調査員研修を実施し、調査員のレベルアップに努めていきます。県主催の研修会への出席や、内部研修を開催するなどし、質の高い、均質な調査が行えるよう努めていきます。
事務処理体制の充実	要介護認定の判定結果は、認定申請が出されてから 30 日以内に通知することとされており、認定作業を迅速に行うことが求められています。 神奈川県や近隣自治体との連携のもとに策定した認定処理にかかる事務処理マニュアルをもとに、認定審査会との情報連絡体制の整備、人材の配置・充実等、認定事務が円滑に処理できるような体制を構築していますが、今後も、引き続き事務処理体制の強化に努め、より迅速な対応を目指します。
介護保険住宅改修理由書作成業務支援	要介護・要支援者の在宅における住環境を改善するための住宅改修について、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給を受けていない居宅介護支援事業者が理由書を作成した場合、手数料を支払うことにより、介護支援専門員を支援します。(再掲)
介護給付適正化への取り組み	保険者として、国の示す「介護給付適正化計画」の指針をもとに、介護サービスの質の向上、不適切な給付の削減や地域差の改善を図るため、適正化事業に努めます。 具体的には、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要 3 事業と神奈川県国民健康保険団体連合会の、介護給付適正化システムにおける給付実績の活用を実施していきます。住宅改修の点検は、今次においても申請内容と改修後の状態にずれがないか等適正に行われているか全件点検実施を目標とします。また、要介護認定の適正化のため認定調査員のレベルアップのための内部研修を年に 1 回以上実施を目標とします。

事業名	事業概要
介護サービス情報の公表	介護保険サービスについて、利用者が事業者を選択しようと思っても、それに資する情報がなければ不可能です。 町では「かながわ福祉サービス振興会」で管理、運営する「介護情報サービスかながわ」に参加し、介護保険で利用できる指定事業所や施設等の評価や空き情報を提供しています。
介護サービス等に関する苦情処理	介護サービス等に関する苦情については、居宅介護支援事業者、高齢介護課、地域包括支援センターが受付窓口となり、内容によっては、神奈川県や国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携のもと対応します。 「保険給付に関する事項」、「保険料その他徴収金に関する事項」については、町からの説明を受けても不服等がある場合には神奈川県の介護保険審査会に審査請求をすることができます。
介護サービス相談員派遣事業	苦情の早期発見と対応の仕組みの一環として、町から介護保険サービス提供事業所に介護相談員を派遣し、中立的な立場で利用者あるいは従業員と面談し、苦情等の対処、改善に努めるものです。より多くのサービス事業所に介護相談員を派遣できるよう努めます。また、介護相談員自身のスキルアップを目的として、研修の機会を設けます。（再掲）
介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発に向けた取組	介護に関する研修等の情報を提供するとともに、介護の仕事について関心を持ち、理解を高め、その仕事の魅力を感じられるような情報発信に努めます。

第5章

介護保険サービスの見込み

1. 総人口及び高齢者人口等の推計

(1) 総人口及び高齢者人口などの推計

総人口は、第9次計画期間中（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）において微減することが見込まれています。

高齢者人口（第1号被保険者数）は、第9期計画期間中（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）も増加し、令和8（2026）年度には13,554人となる見込みとなっています。

高齢化率は令和8（2026）年度に28.5%と見込まれます。

【高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計】

単位：人

区分	実績			推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	48,999	49,133	49,118	47,882	47,771	47,635
第1号被保険者	13,464	13,482	13,521	13,533	13,557	13,554
65～74歳	6,838	6,511	6,233	5,990	5,655	5,446
75歳以上	6,626	6,971	7,288	7,543	7,902	8,108
第2号被保険者	16,544	16,600	17,059	16,659	16,659	16,683
合計	30,008	30,082	30,580	30,192	30,216	30,237
高齢化率	27.5%	27.4%	27.5%	28.3%	28.4%	28.5%
後期高齢化率	13.5%	14.2%	14.8%	15.8%	16.5%	17.0%

各年10月1日現在。令和5（2023）年までは寒川町住民基本台帳より
令和6（2024）年以降は「寒川町人口ビジョン」より推計

(2) 認定者数の推計

認定者数は、令和5（2023）年度の 2,239 人から令和8（2026）年度の 2,501 人へ増加する見込みとなっています。認定率は令和8（2026）年度に 18.5%になると見込まれます。

【認定者数の推計】

単位：人

区分	実績			推計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	250	286	332	355	369	375
要支援2	258	295	332	350	364	375
要介護1	486	510	521	528	544	556
要介護2	307	339	365	374	391	404
要介護3	252	252	276	281	291	297
要介護4	294	273	289	290	298	309
要介護5	175	170	165	168	180	185
計	2,022	2,125	2,280	2,346	2,437	2,501
認定率	15.1%	15.8%	16.9%	17.3%	18.0%	18.5%

※第2号保険者除く

資料：各年10月1日現在
 令和5（2023）年までは「介護保険事業状況報告」より
 令和6（2024）年以降は推計値

2. 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売があります。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月あたりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

(1) 訪問介護

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業		実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回/月	8,116	8,460	9,502	10,324	11,130	11,686
	人/月	264	280	322	341	361	376

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業		実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回/月	294	295	336	343	372	382
	人/月	55	53	61	62	67	69
介護予防訪問入浴介護	回/月	2	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供にあたっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問看護	回/月	1,863	1,979	2,410	2,545	2,724	2,836
	人/月	235	252	287	305	326	339
介護予防訪問看護	回/月	231	326	419	495	512	525
	人/月	38	52	72	84	87	89

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問リハビリテーション	回/月	258	346	341	353	369	396
	人/月	23	28	28	29	30	32
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	48	71	75	80	80	90
	人/月	5	7	7	8	8	9

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅療養管理指導	人/月	272	303	331	342	364	383
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	16	20	27	29	30	30

(6) 通所介護

デイサービス事業所等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所介護	回/月	3,009	3,246	3,484	3,595	3,660	3,716
	人/月	287	310	336	338	343	347

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所リハビリテーション	回/月	1,132	1,054	1,144	1,173	1,210	1,241
	人/月	138	135	146	147	152	156
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	19	26	39	45	47	48

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所生活介護	日/月	634	581	811	950	984	1,023
	人/月	75	72	84	87	90	94
介護予防 短期入所生活介護	日/月	15	17	8	9	9	9
	人/月	2	3	3	3	3	3

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所療養介護 (老健)	日/月	65	104	167	229	250	259
	人/月	8	14	21	23	25	26
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定施設入居者生活介護	人/月	80	79	78	78	81	82
介護予防 特定施設入居者生活介護	人/月	7	6	10	12	12	12

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者等に貸与します。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉用具貸与	人/月	576	592	636	651	693	719
介護予防 福祉用具貸与	人/月	164	198	231	252	270	281

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特定福祉用具販売	人/月	10	11	14	15	17	17
特定介護予防 福祉用具販売	人/月	5	4	5	6	6	6

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費の一部を支給します。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
住宅改修	人/月	7	7	8	8	8	9
介護予防住宅改修	人/月	4	6	6	6	7	7

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護（支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護支援	人/月	871	894	971	977	1,019	1,052
介護予防支援	人/月	199	237	278	304	326	341

3. 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる3種類の施設で提供されています。

(1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理および療養上の介護や支援を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護老人福祉施設	人/月	205	199	195	195	195	195

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護老人保健施設	人/月	131	118	118	128	128	128

(3) 介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護医療院	人/月	1	3	4	4	4	4

4. 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	8	13	13	14	15	15
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	2	3	3	3

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護（支援）認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービスです。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	22	31	33	34	37	37
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練および療養上の介護や支援を行います。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理および療養上の介護や支援を行います。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

現在、利用の実績はありませんが、今後利用希望が見込まれるかどうかを含め、利用者のニーズに対する体制の確保を検討します。

(9) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、通所介護サービスを提供します。

事業		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域密着型通所介護	回/月	1,068	1,192	1,190	1,278	1,352	1,407
	人/月	118	134	144	152	161	168

※ 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについて、本計画期間において 整備予定がないサービスは、実績値および見込量を記載していません。

5. 介護・福祉基盤の整備

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、サービスの供給が安定的に確保されるよう、施設・居住系サービスの充実の整備を図ります。

近隣市町の整備状況を踏まえた、本計画期間中における、介護・福祉基盤の整備計画は次のとおりとなります。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和5(2023)年度現在で、3施設 167 床が開設されています。

区 分		実績			必要量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員数	167	167	167	167	167	167

(2) 介護老人保健施設

令和5(2023)年度現在で、1施設 90 床の施設が開設されています。

区 分		実績			必要量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人保健施設	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員数	90	90	90	100	100	100

(3) 養護老人ホーム

既存の施設は藤沢市、茅ヶ崎市および町の2市1町が出資した「湘南広域社会福祉協会」が運営する養護老人ホーム『湘風園』となっています。

区 分		実績			必要量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
養護老人ホーム	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員数	95	95	95	95	95	95

(4) 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所)

令和5(2023)年度現在で、2事業所36床が開設されています。

区 分		実績			必要量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共 同生活介護事業所)	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数	36	36	36	36	36	36

(5) 有料老人ホーム

令和5(2023)年度現在で、7施設300床が開設されています。

区 分		実績			必要量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
有料老人ホーム	施設数	6	7	7	7	7	7
	定員数	254	300	300	300	300	300
うち、介護専用以外の 特定施設入居者生活 介護事業所	施設数	4	4	4	4	4	4
	定員数	205	205	205	205	205	205
うち、住宅・健康型	施設数	2	3	3	3	3	3
	定員数	49	95	95	95	95	95

(6) 老人福祉センター

老人福祉センターの機能をあわせ持つ施設として、町には北部・南部文化福祉会館、ふれあいセンターの3か所があります。

区 分		実績			必要量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
老人福祉センター	施設数	3	3	3	3	3	3

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、本計画期間における整備予定はありません。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村で行う地域支援事業のひとつとして、地域の高齢者の方々を対象にその方の状態や必要性に合わせた様々なサービス等を提供する事業です。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制の充実のため、集中的に取り組むことが重要です。訪問・通所事業者に加え多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来の専門的なサービスに加え多様な主体によるサービス等を提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

① 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

事業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防訪問型サービス	回/月	485	537	485	553	576	587
	人/月	86	88	86	98	102	104
訪問型サービスA	回/月	4	4	8	48	48	48
	人/月	1	1	2	12	12	12

② 通所型サービス

要支援者等を対象に、デイサービス事業所等で食事等のサービスや生活機能向上のための支援を行います。

事 業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防通所型サービス	回/月	977	1,137	1,231	1,407	1,460	1,489
	人/月	169	194	210	240	249	254

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

事 業		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防 ケアマネジメント	人/月	128	135	158	181	188	191

7. 保険料の算出

(1) 介護サービスの給付費の推計

【介護給付費の見込み】

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス				
訪問介護	354,490	382,436	401,306	478,912
訪問入浴介護	54,869	59,530	61,151	72,354
訪問看護	143,673	154,095	160,535	189,951
訪問リハビリテーション	13,630	14,278	15,311	18,913
居宅療養管理指導	56,624	60,369	63,484	76,214
通所介護	345,494	352,926	360,014	436,927
通所リハビリテーション	135,781	140,689	144,484	176,669
短期入所生活介護	101,157	104,980	109,117	136,515
短期入所療養介護（老健）	34,831	38,166	39,527	45,779
特定施設入居者生活介護	194,993	202,996	205,758	256,888
福祉用具貸与	115,704	123,724	128,650	155,767
特定福祉用具販売	4,967	5,616	5,616	6,200
地域密着型サービス				
小規模多機能型居宅介護	28,832	30,974	30,974	37,291
認知症対応型共同生活介護	111,966	121,758	121,758	148,447
地域密着型通所介護	111,973	118,478	122,963	146,504
住宅改修	6,915	6,915	7,769	7,769
居宅介護支援	179,463	187,748	194,033	232,636
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	639,980	640,790	640,790	838,575
介護老人保健施設	472,199	472,797	472,797	572,067
介護医療院	18,275	18,298	18,298	27,448
介護サービスの総給付費（I）	3,125,816	3,237,563	3,304,335	4,061,826

【予防給付費の見込み】

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問看護	27,223	28,227	28,944	32,570
介護予防訪問リハビリテーション	2,698	2,701	3,037	3,372
介護予防居宅療養管理指導	4,095	4,253	4,253	4,664
介護予防通所リハビリテーション	17,017	17,781	18,264	20,713
介護予防短期入所生活介護	812	813	813	813
介護予防特定施設入居者生活介護	11,393	11,408	11,408	13,383
介護予防福祉用具貸与	17,766	19,049	19,834	22,135
特定介護予防福祉用具販売	1,669	1,669	1,669	1,669
地域密着型介護予防サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,601	1,603	1,603	1,603
介護予防住宅改修	6,506	7,768	7,768	7,768
介護予防支援	17,883	19,202	20,084	22,376
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	108,663	114,474	117,677	131,066

【総給付費の見込み】

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	3,125,816	3,237,563	3,304,335	4,061,826
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	108,663	114,474	117,677	131,066
総給付費（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	3,234,479	3,352,037	3,422,012	4,192,892

【標準給付費の見込み】

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費-	3,403,171	3,527,413	3,602,217	4,401,015
総給付費	3,234,479	3,352,037	3,422,012	4,192,892
特定入所者介護サービス費等給付費	72,212	75,050	76,981	89,038
高額介護サービス費等給付費	81,345	84,557	86,735	100,088
高額医療合算介護サービス費等給付費	12,149	12,545	13,007	15,530
審査支払手数料	2,986	3,224	3,482	3,467

【地域支援事業の見込み】

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費	204,545	216,563	222,438	185,445
介護予防・日常生活支援総合事業費	133,424	142,888	147,416	112,030
包括的支援事業・任意事業費	71,121	73,675	75,022	73,415

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(2) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
① 標準給付費見込額（千円）	3,403,171	3,527,413	3,602,217	10,532,801
② 地域支援事業費（千円）	204,545	216,563	222,438	643,545
③ 第1号被保険者負担分（千円） ＝（①＋②）×23％	829,775	861,114	879,671	2,570,560
④ 調整交付金相当額（千円） ＝（①＋介護予防・日常生活支援 総合事業費）×5％	176,830	183,515	187,482	547,826
⑤ 調整交付等見込額（千円）	20,439	30,673	40,559	91,671
⑥ 介護給付費等準備基金取崩額（千円）				430,000
⑦ 第9期保険料収納必要額（千円） ＝③＋④－⑤－⑥				2,596,715
⑧ 予定保険料収納率（％）				97.00
⑨※ 所得段階別加入割合補正後 被保険者数（人）	14,285	14,311	14,308	42,904
⑩ 年間保険料基準額（円） ＝⑦÷⑧÷⑨（10未満四捨五入）				62,400
⑪ 月額保険料基準額（円） ＝⑩÷12				5,200

※ 所得段階別加入割合補正とは、所得段階別の被保険者数に基準額に対する割合を乗じることです。

※ ①～⑦について、単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(3) 所得段階別保険料の算定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

【被保険者数の見込み】

単位：人

所得段階	対象者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者又は市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が80万円以下の人	1,730	1,733	1,732
第2段階	市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	1,002	1,003	1,003
第3段階	市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が120万円を超える人	1,007	1,009	1,009
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が80万円以下の人	1,678	1,681	1,681
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が80万円を超える人	2,045	2,048	2,048
第6段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1,968	1,972	1,971
第7段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	2,112	2,116	2,115
第8段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1,046	1,048	1,048
第9段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	389	389	389
第10段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	149	149	149
第11段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	102	103	103
第12段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	57	57	57
第13段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	248	249	249
合 計		13,533	13,557	13,554

【保険料】

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者又は市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が 80 万円以下の人	0.4550 (0.285)	28,390 円 (17,780 円)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	0.6850 (0.485)	42,740 円 (30,260 円)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が 120 万円を超える人	0.6900 (0.685)	43,050 円 (42,740 円)
第 4 段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が 80 万円以下の人	0.90	56,160 円
第 5 段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計額が 80 万円を超える人	1.00	62,400 円
第 6 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	74,880 円
第 7 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	81,120 円
第 8 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	93,600 円
第 9 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	106,080 円
第 10 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	118,560 円
第 11 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	131,040 円
第 12 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	143,520 円
第 13 段階	市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.40	149,760 円

※ 第 1 ～第 3 段階の括弧書きは、公費による軽減後、実際に負担していただく金額です。

1. 計画の円滑な推進に向けて

(1) 庁内及び関係機関等の連携強化

地域包括ケアシステムの構築には、介護や医療だけでなく、保健、福祉、住宅等さまざまな関係機関と連携した取り組みが求められます。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくことが重要なため、庁内外との連携体制の強化を図ります。

(2) 情報の共有化および連携強化

第9次計画の目標設定や進行管理、評価等について情報公開し、国・県等の広域的な機関や他制度関係機関との情報共有および連携強化を図り、今後の本町の高齢者施策の充実と地域包括ケアシステムの構築に役立てていきます。

(3) 関係機関との協議

計画の円滑な遂行にあたって、社会福祉協議会・民生委員児童委員・福祉・医療・保健関係者・警察等の関係機関との連携を図り、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策の展開が図れるよう体制の強化に努めます。

2. 計画の進行管理

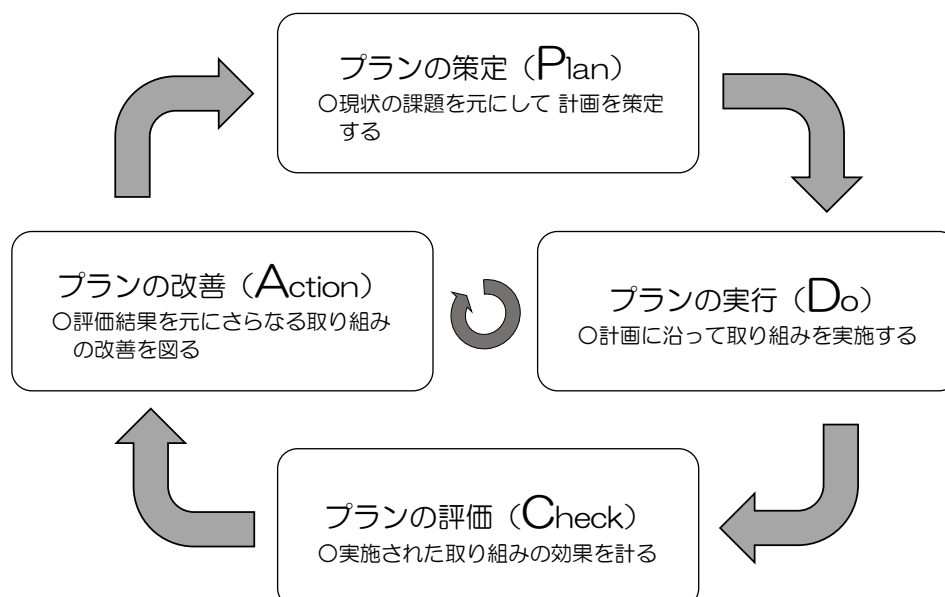
(1) 計画の進捗状況の点検と評価

本計画の介護保険事業計画についての進行管理については、自己評価シートと国の点検ツールを用いて、介護保険運営協議会を中心に行います。介護保険運営協議会は、保健・医療・福祉の専門家や学識経験者、サービス事業者、さらに被保険者や介護に携わる町民等、高齢者の介護、保健、福祉に関わる本計画全体の進捗状況を多角的に検討できる構成員とし、地域の保健・医療・福祉の関係委員の意見等を反映させつつ進捗管理を行います。

また、本計画の評価については、介護保険運営協議会以外にも、一部、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議で行います。地域における介護予防および生活支援についての関係者等で構成される推進会議において、計画の該当部分を評価することで、より適切な計画の管理を行います。

(2) PDCA サイクルの推進

計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルの考えに基づき、各施策について点検や評価を行い、その結果を関係者へ周知するとともに、効果的な計画となるように努めていきます。



資料編

1 寒川町介護保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、寒川町介護保険条例（平成12年寒川町条例第14号）第5条の規定に基づき、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の所掌事項について、調査又は協議し、町長にその結果を報告し、又は意見を述べるものとする。

- （1） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び変更並びに進捗状況の評価に関すること。
- （2） 法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- （3） 法第42条の2及び第54条の2の規定に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の指定、指定基準、介護報酬の設定等に関すること。
- （4） 前3号に定めるもののほか、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するため必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 関係団体代表
- （3） その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 寒川町介護保険運営協議会委員名簿

選出区分（所属）	氏 名	備 考
学識経験者	木内 正幸	
町介護サービス事業所連絡会	木藤 剛	副会長
一般社団法人茅ヶ崎医師会	永田 真一	
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会	西村 耕三	
一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会	小林 きぬ子	
町自治会長連絡協議会	森 一光	
町民生委員児童委員協議会	吉川 京子	
町シニアクラブ連合会	中間 鐵郎	会長
神奈川県平塚保健福祉事務所	望月 真里子	
公募の委員	藤懸 幸充	
公募の委員	寺本 偕子	
公募の委員	伊藤 佳代子	

3 寒川町介護保険運営協議会開催状況

日 付	名 称	内 容
令和5年5月26日	令和5年度第1回 寒川町介護保険運営協議会	(1) 第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定について
令和5年8月8日	令和5年度第2回 寒川町介護保険運営協議会	(1) 第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）骨子案について
令和5年10月23日	令和5年度第3回 寒川町介護保険運営協議会（書面会議）	(1) 第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）素案について
令和5年11月9日	令和5年度第4回 寒川町介護保険運営協議会（書面会議）	(1) 第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）案について
令和6年1月22日	令和5年度第5回 寒川町介護保険運営協議会（書面会議）	(1) 第9次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）案パブリックコメントの結果と対応について

4 各種調査実施状況

名 称	調査対象	配布数	有効回答率
日常生活圏域ニーズ調査	令和4年11月1日現在で65歳以上の町民400人	400人 無作為抽出	63.3%
セカンドライフ予備群調査	令和4年11月1日現在で55歳から64歳までの町民300人	300人 無作為抽出	38.7%
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族	85人 無作為抽出	100.0%

名 称	調査対象	配布数	有効回答率
介護保険事業者調査	令和5年8月1日現在、寒川町内で介護保険サービスを提供している事業者	58事業所	84.5%

第9次寒川町高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)

発行年月／令和6年3月

発 行／寒川町

編 集／寒川町 健康福祉部 高齢介護課

〒253-0196

高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467 (74) 1111 (代表)